

近世における寺院境内、特に院坊の所在とその変遷

－ 景観史料としての『園城寺文書』 －

中 川 晃 成

要旨 明治初頭の社寺上知令は、それまでの寺地社地に広範な制限をもたらし、その境内景観にも時に無視できない影響を及ぼすものであった。ここで対象とした園城寺もその例外ではなく、加えて明治初期には境内地を含め陸軍歩兵第九連隊の兵営設置もあり、少なくともそうした部分では現況からその原景観をうかがうことは困難となっている。上知令に伴っては境内取調書や惣絵図の製作が要請されており、現存する園城寺のそれらの記載内容をもとに、こうした変容以前の近世末となる境内地所の所在と配置を再構成した。あわせて、『園城寺文書』に翻刻されている多様な性格の近世文書も併用し対照させることで、特に園城寺経営の中核でもある寺衆の住持した院坊について、その変遷をさらに時間を遡り近世初頭まで辿ることを試みた。それにより、園城寺は文禄4年の秀吉による闕所のち3年足らずのうちに解除となった以降、徳川幕藩体制が確立しつつある当初の比較的短い期間を除いては、寺内の院坊は時に改称を経つつもそのままに継承されてきたことが明らかとなった。このような推移は園城寺の置かれていた時々の政治的立場の反映という側面もある。以上のような院坊についての理解は、さらに境内景観の変遷の解明の前提ともなる。

キーワード：園城寺、景観変遷、近世境内、院坊（塔頭）、社寺上知

During the first years of Meiji era, *Agechi-rei* (上知令) was issued to confiscate temples' estate, and often has had a strong influence also on their landscape. In the case of *Onjo-ji* (園城寺), the current landscape has differed largely from the former one during the early modern era, with Onjo-ji suffering the same historical difficulties in the Meiji Restoration, together with the fact that a part of it was once the site of army facilities of the 9th Infantry Regiment established in 1875. We first determine the presence and the precise location of sub-temples at the very end of Edo era, which sub-temples were residents of priests (*Zishu* 寺衆) who monopolized temple management; it is done with the aid of an official document surveying the temple ground and a map illustrating its territory and surroundings, both being ordered for temples to make following the enforcement of the confiscation decree. We then trace the transition of the sub-temples back to the beginning of Edo era, by rearranging numerous entries in various kinds of historic records reprinted in "Onjo-ji Documents." It thereby becomes clear that the sub-temples of Onjo-ji was inherited without chang-

ing their total number throughout Edo era, except for the initial short term during which Tokugawa shogunate was still politically unstable, although some of them changed names, sometimes repeatedly. Some examples are shown that such transition of sub-temples reflected each political situation Onjo-ji was in. The comprehension of sub-temples also helps us understand varying landscape of the temple grounds.

Keywords: *Onjo-ji* (園城寺), Landscape changes, Temple grounds during the early modern era, Sub-temples (*In* 院, *Bou* 坊, *Tacchu* 塔頭), Confiscation of temples' estate

1. はじめに

景観研究においても、歴史的視野の重要性は言を俟たない。景観を人との関わりにおける環境のあり方ととらえるとき、まず、都市や村落あるいは里山や入会林などの生産や居住のための空間について景観史論が起きたのは自然であろう¹⁾。他方、こうした生産活動に直結したりそれを主目的とはしないような景観要素もまたそれぞれ固有の価値を有するものであり、そのようなもののひとつとして、ここでは寺社境内をとりあげる²⁾。

周知の通り、明治初期の社寺上知令により境内地の分割やその国有私有地化が進行する以前、特に権門との関係も深い有力寺社などでは、その境内に隣接する林地をも含めて広大な面積を寺地社地として領域支配することがあった。堂舎社殿のならば狭義の境内のみならず、こうした境内林地をも含めいわば“聖域”として遇されることで、社会的影響の直接的に及ぶことのより少ない公益的な空間として機能してきたと考えられる。ことに有力寺社などで他に経済基盤を有している場合には、経済活動の場を境内に求める必要がなく、結果、その収奪からも逃れ得る。明治以降に国有公有に帰した場合であっても、その公共性が、同等の性格の継承されることの素因をなした。一面で宗教性を備え、他方でそれゆえの公共空間としての役割も果たしてきたこうした土地の明治以降の、あるいはそれ以前からの、その所有のあり方や景観変遷については、有力寺社が数多く存在する京都を中心に近年検討が深められつつある(中嶋 1996; 渡邊ら 2006; 渡邊 2007a, 2007b; 今西ら 2008, 2011; 福田 2008; 小林 2010, 2012, 2013a, 2013b, 2015, 2017b)。

ここで対象とするのは、それらと類同の性格を有する園城寺(通称、三井寺)である。滋賀県大津市のほぼ中心域に位置する同寺は、大津宮の故地に白鳳期に遡る草創伝承を持ち³⁾、貞観年間には天台別院として智証大師円珍により中興された古刹であり、現在は天台寺門宗の本山となっている。園城寺が近世に至ってもなお領した境域は、かつてに比すと大幅な縮小を余儀なくされた現境内はもちろん、寺伝による貞観年間の四至⁴⁾にほぼ相当する境域をも含め、琵琶湖岸近くから近江山城国境までを広く領域占有するようなものであった。図1に、園城寺の現境内(金堂・中院・南院とする付近)とともに、近世に寺領であった村々を1961年撮影の空中写真により示す。また、園城寺の近世期を中心とする関連年表を表1に示す。

現大津市の中心部に位置し「オールドオオツ」⁵⁾とも呼称されるかつての大津町は、中世末までは園城寺の門前町としての性格も強く、その貞観四至のうちの平地部分の一面をも占めて立地した。戦国末期の豊臣政権下で坂本から大津へと城が移されると、城下としての機能を付与すべく街組みに大規模な改変がもたらされた。しかし、大津城は関ヶ原の戦い前夜の籠城戦の後まもなく膳所への移築のため早くも廃城に至る。かくして、もとの城内にも街組みが施され、あるいは宿場町としての機能も付加され、オールドオオツの概形はこうして形作られてきた。つまり、オールドオオツはその発祥の一端を園城寺に持ち、その境内地の割譲をも繰り返しつつ成立してきたと言える。近年、このオールドオオツの景観を主題とした論考がいくつか現れている（杉江 2014; 山口ら 2015; 赤石・河角 2016; 相模 2016; 山口 2017; 永瀬 2019; 中川 2019a）。オールドオオツにおいて園城寺の占めるこのような地歩の重要性にもかかわらず、こうしたものの中にも園城寺の寺観についての本格的な言及を行っているものはいまだ見られない。

明治の社寺上知により寺地の縮小を余儀なくされたことについては、園城寺もまた例外ではなかった。しかし、そこには他の寺院にはあまりない固有の事情も存在した。それは、他の多くの大寺院と同様、上知は広く山地部の林地にも及んだが、のみならず境内の平地部を含んでの周辺一帯に陸軍歩兵第九連隊の兵営が設定され領域的な転用を被ったことである。この事態の進行は早く、軍事転用された土地では、それが本来持っていた寺観はすでに明治初期にはまったく失われていた。その後、昭和後期になると民生復帰となったものの、もとの寺地へと戻されたわけではなく、かつての旧観はうかがうべくもない。図1の撮影時となる1961年においても、“北院”の付近などには、旧陸軍の兵舎等が進駐軍施設として転用されるなど依然残置されているのがみえる。明治前期において軍事転用の逐次進行してゆく過程は、明治初年以降の公的記録などをもとに、中川（2021）が詳細に論じた。ここで扱うのは、その前史としての近世における園城寺境内の景観とその変容についてである。

園城寺の近世については、下坂・福家（2001）がその寺院運営のあり方などを中心に概略を与えている⁶⁾。それによると、近代以前の「園城寺の寺内組織の中核を構成していた」のは「寺衆・公文所および五別所（中衆）」の三者であり、そのうち「立法を司っていたのが寺衆で、司法と行政を受け持っていたのが寺衆代表の「役人」によって指揮される政所」であった。この寺衆の住居したのが院や坊（塔頭）であり、その立地のみならず寺内の行政組織上においても南院・中院・北院に分かれて、三院を成したのを特徴とする。公文所は「政所にあつて実務を担当」するもので、世襲で三家であった。さらに下坂・福家（2001）は、近世における寺内の院坊の数が、「慶長3（1598）年で南院22・中院15・北院19⁷⁾、元禄5（1692）年の時点でそれぞれ20・14・16⁸⁾と若干変化しているが、以後、この数は江戸中期までほとんど変わらない」とし、さらに、「これらの院・坊が一山内にどのように配されていたかに関しては、これを正確に伝える史料は意外に少なく、わずかに寛保2（1742）年の年記を持つ「大津町古絵図」⁹⁾が残るだけである」と書く。加えて、こうした院坊配置のみならず、「他の大寺院と同様に、園城寺の場合もその江戸時代の有様に関してはほとんどこれまで検討を加えられていない」とする。実際、北院では、上述の通り明治初期の軍用地化ではほぼすべての院坊は廃絶となり、今も境内として存続する南院・中院でも多くの院坊は退転しており、近世における寺内の状況と現況と

表1 園城寺関連年表（ゴシックは月日で、明治5年までは旧暦、1873年からは新暦。）

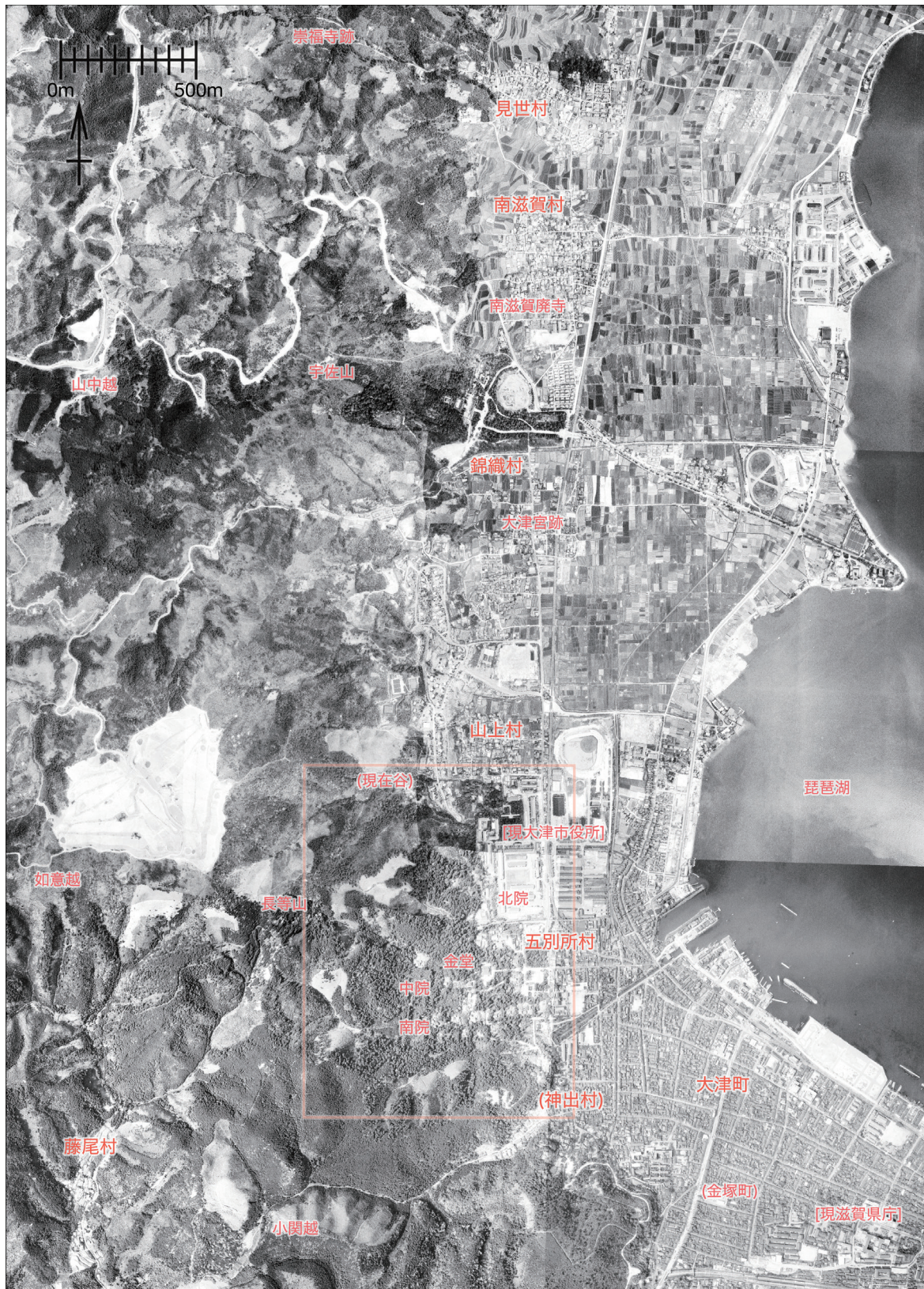
年	西 暦	事 項
建武3	1336	1.16 新田義貞ら南朝方により園城寺焼亡 [伝記4; 補録20; 太平記]
貞和3	1347	この頃、金堂 (延暦寺西谷に釈迦堂として現存) や新羅善神堂などが再建 [文書2p61]
文明13	1481	8 正法寺が山上から現在地に遷 [文書4p143]
永禄11	1568	9.12 箕作山の戦い 9.24, 25 信長が園城寺極楽坊に泊 9.25 義昭が光浄院に泊、翌日入京 [古記p25; 言継卿記]
元亀1	1570	6.28 姉川の戦い 9.20-12.14 志賀の陣 (9.20 宇佐山城の戦い、大津焼亡) [言継卿記] 10.20 園城寺領につき信長朱印状 [文書2p386]
元亀2	1571	9.11 信長が光浄院に泊 9.12 比叡山焼き討ち 同年、坂本城築城へ
天正1	1573	8.5 大津浜の土蔵作事につき秀吉礼状 [文書2p396] 8.8-9.1 小谷城の戦い
天正2	1574	湖水船奉行に観音寺慶順を置く。この頃実家西川家が坂本から芦浦観音寺へ移住 [大津市史 下p170, 174] 2.21 平野神社が現在地に遷 [平野神社文書] 8.10-8.20 三尾作事日記 [文書2p397]
天正3	1575	10.22 伝法灌頂が文保3(1319)年4月以来256年ぶりに唐院で開壇。聖護院道澄が灌頂を授かる [文書6p389, 403]
天正10	1582	6.2 本能寺の変 6.14 秀吉が園城寺に陣 6.15 坂本城落城 [兼見卿記; 多聞院日記]
天正11	1583	5.1 『山門再興』秀吉直判 比叡山の復興へ 6.13 近江諸浦船大工に諸役免除の朱印状
天正13	1585	9.7 大津城築城開始 [古記p25] 11.29 天正地震 長浜城被災 坂本城にいた秀吉は大坂へ
天正15	1587	2.16 大津城城主浅野長政による大津百艘船高札
天正16	1588	10.29 智証大師700年遠忌 [文書3p18]
文禄1	1592	文禄の役 (1 には大津百艘船からも加子35人を徴発 [大津市史 下p176]) 7.15 「従辰刻金堂鐘響声一切不出」 [古記p12] 10.23 逢坂峠に一里塚を築く [古記p13]
文禄4	1595	7.15 秀次自害 (八幡山城は廃) 9 京極高次が八幡山城主から大津城主に 9.21 聖護院道澄が方広寺住持に。寺領1万石 11.21 道澄が照高院を称す [略記p84] 11.18 秀吉により園城寺闕所となり、本尊弥勒仏などを照高院に遷す [古記p15]
慶長1	1596	4.5 園城寺金堂が解体され、延暦寺西谷に移築 [古記p15; 略記p70] 閏7.13 慶長伏見地震、翌々日「アシケ馬ノ毛降也」(浅間山噴火?) [古記p15] 8.5 夜大風雨「雨、勢田橋水越之由」 [孝亮宿禰日次記] 8.10 観音寺詮舜が園城寺の寺領を領収し、山門に付す [古記p15] 10.6 園城寺領の検地、奉行新庄直頼 [文書5p28; 古記p15]
慶長2	1597	慶長の役 4.11 新羅・三尾・護法の三社の拝殿などが解体され、延暦寺に移築 [古記p15; 略記p70] 7.18 善光寺如来仏を方広寺大仏殿に遷す 翌年8.17 信濃へ再び下向 [言経卿記; 古記p25]
慶長3	1598	8.17 闕所を解く。翌日、秀吉没 8.27 「三井寺衆徒、悉く還住」 [古記p15] 10.6 本尊弥勒仏などを照高院から園城寺上光院に遷す [古記p16, 17] 10.18 唐院の鉦初を食堂で行う 11.27 唐院の柱立 [古記p16; 略記p70] 12.26 『園城寺領地目録』 4327.88石 [文書5p26; 略記p65]
慶長4	1599	3.24 金堂の鉦初 8.26 金堂の柱立 10.15 金堂の棟上 [古記p16, 18, 19; 略記p72] 5.23 唐院の棟上 8.24 唐院供養法事 [古記p18; 略記p71] 8.5 「鐘の声出申候」 [古記p16] 10.29 闕所解除後初の法華大会を唐院で行う (探題宝泉院・堅者勸学院) [文書3p66]
慶長5	1600	2.8 金堂前石垣の縄張り 2.16 筒井から仁王門前まで掘ほり [古記p18, 19] 3.11 三尾社法会を行う 4.16 護法社法会を唐院で行う [古記p20] 3.27 関伽井の鉦初 4.29 関伽井の柱立 翌年7.3 関伽井完成 [古記p20, 21; 略記p72] 4.10 勸学院の礎柱立 [古記p20] 6.27 大津別院創建、教如による本尊開眼供養 7.9 村雲橋を掛け直し 7.11 金堂前の橋を掛ける [古記p21] 9.3-9.15 大津城籠城戦 9.21 「三井寺領悉刈田二成申候」 当年は無年貢 [古記p21, 22] 9.20-9.26 家康が大津城に滞在 [言経卿記] 11.19 新羅社法会を唐院で行う (通例は9.19だが、籠城戦で延期) [古記p22]
慶長6	1601	3.17 護法社の鉦初 4.11 護法社の礎柱立 11.8 護法神遷座 [古記p23, 24] 4.6 大津城の西の大手門解体 8.1 大津城を膳所に移築 閏11.9 天守解体 [古記p23, 17] 7.11 本尊弥勒仏が金堂に遷座 [古記p16; 略記p72] 11.4 唐院三重塔移築 [古記p24] 11.26 江戸期最初の伝法灌頂が唐院で開壇 [文書7p404]
慶長7	1602	寺領検地帳 (8.12 五別所村、9.13 藤尾村・山上村、9 錦織村・南滋賀村、10 見世村) 10.8 大津町地子免除 [大津市史p166]
慶長13	1608	6.29 照高院道澄没 [略記p84; 文書7p403は6.28]
慶長14	1609	4.3-8.3 照高院興意江戸下向 [時慶卿記] 5.1 秀忠朱印状 5.27 家康朱印状 [文書5p27]
寛永11	1634	閏7.20 円満院と実相院に各200石を加増 (穴太村) [紀年録]
寛永14	1637	10.29 智証大師750年遠忌 [文書3p19]
寛永19	1642	『道晃御門跡寺中御法度』定条々・公文所中之定・預方定・五別所中衆定 [文書4p38]
寛文2	1662	5.1 寛文近江若狹地震 大津蔵倒壊・膳所城石垣大破、朽木陣屋倒壊、町居崩れ
寛文5	1665	7.11 家綱『園城寺領地安堵朱印状』4619.9石余 [文書4p17]

表1 (続き)

年	西 暦	事 項
天和3	1683	10.29 智証大師800年遠忌 [文書3p27]
貞享2	1685	6.26 観音寺朝舜、御役召上閉門 [芦浦観音寺文書]
貞享3	1686	5.2 正法寺観音堂焼失 3年後に再建 [古記p26]
元禄5	1692	9 『元禄五年寺社僧坊改記』 [文書4p137] (京都奉行所による宗門改め)
元禄12	1699	6 『勢多川浚掛銀覚』 [文書6p218] (浚えは前年実施)
(この頃)		慶音院志晃 (1662-) が『園城寺伝記補録』を著す
宝永6	1709	6 『学頭代・役者定』 9 『寺中諸法度』 『一山諸法度』 [文書4p41, 45, 47]
享保9	1724	法明院創設 [文書4p85]
享保12	1727	護法社本殿新築 (1725-1734 護法社移転)
元文5	1740	10.29 智証大師850年遠忌 [文書3p43]
天保3	1832	3 『田畑高井小物成類書上帳』 南滋賀・錦織・山上・五別所 [文書6p58, 84, 105, 139]
天保7	1836	11 『大久保新田 申年免定之事』 錦織・山上・五別所 [文書6p86, 106, 140]
安政5	1857	3.12 近世最後の伝法灌頂が唐院で開壇 [文書7p416]
明治1	1868	1.5-1.17 東海道鎮撫総督らが大津泊。 1.16 園城寺境内で操練閱兵 1.7 園城寺長吏雄仁法親王が還俗し、1.9 嘉言親王、園城寺別当、1.10 修験道管領に 3.23 大津裁判所を大津代官所に開く (管轄は大津代官支配地69805.94583石) 3.28 神仏分離令 [太政官布告196号] 4.1 樹下茂国らが日吉権現を破壊 [新修大津市史] 4.8, 4.20 軍防局の大村益次郎らが園城寺寺地見分のため大津泊 4.24 園城寺が軍防局に、金穀竹木献納の口上。金穀は差止め、竹木は沙汰待ちを達 4 園城寺が軍防局に、親兵屯所堡壘造営の地として境内1万坪借用の請書を出す 5.3 大津裁判所を廃し、大津県を置く(多羅尾代官支配地29582.8567石を領収) 湖水位上昇で、大津県令が 5.8 船頭町小野宗九郎宅に移り、大津県庁を順次 5.12 今嵐 町本福寺、5.15 上百石町大津市民会議所、6.4 顕証寺に移す
明治2	1869	1 園城寺境内円満院を一部借用し、大津県庁を移す (年初の県管轄は197498.97313石)
明治3	1870	6.13 民部省の問合せに、園城寺よりの借用地を兵部省は「当省不用」と返答。一旦、 民部省管轄に (管轄実務は大津県)
明治4	1871	1.5 社寺領上知令 [太政官布告4号] 4.3 円満院を寺堂ごと上知し、県庁舎とする 5.24 社寺境内外区分定方 [太政官達258号] 9.13 社寺土地所持分解釈 [大蔵省達49号] 11.22 大津県を廃し、さらに大津県を置く (翌年3までに江南6郡451853.3946石管轄) この年 「園城寺領惣絵図并大津町御林山図」 (園城寺蔵)
明治5	1872	1.19 大津県を滋賀県と改称 4.7 区制施行 この年 戸籍編成 9 「堂社各院境内取調書 園城寺」 (滋賀県立公文書館蔵) 9.15 修験道廃止令 [太政官布告273号] 9.28 滋賀県が犬上県を合併 (近江国全12郡857852.14129石管轄)
(明治6)	1873	5.15 県預かり(管轄は民部省)の元兵部省借用地11107坪と立木363本を陸軍省に仮引渡 7 園城寺よりの献納竹木(檜647・杉185・松168本・竹100駄)につき、陸軍省が受領証 9.15 歩兵第九連隊の営所用地として園城寺旧北院寺地29300坪余(上記借用地含)を取得 10.7 園城寺の境内29300坪と立木804本につき、陸軍省が受領証
(明治7)	1874	4, 5 大津町各町で「地券取調惣絵図」作製 (滋賀県立図書館、大津市歴史博物館蔵) 8.15 第九連隊の練兵場用地として別所村などで23504坪を取得
(明治8)	1875	1.19 第九連隊の大津営所が落成 6.29 社寺境内外区画取調規則 [地租改正事務局達乙4号]
(明治9)	1876	4 第九連隊の練兵場が完成 6.9 第九連隊の弾薬庫用地として別所村 (旧北院内) で1095坪を取得 7 園城寺北院内の亀丘を発掘。古鏡1面・刀・鎌などが出土 11.6 第九連隊の射的場用地として大津町大谷で11100坪を取得
(明治10)	1877	2.17 第九連隊から西南戦争に出陣 (死者は将校11名・下士以下209名) 5.10 第九連隊の病院増設地として山上村で820坪を取得 6.20 第九連隊の埋葬地として山上村で1661.5坪を取得
(明治11)	1878	10.20 正法寺境内に戦没記念碑建立
(明治12)	1879	6.26 園城寺に献納竹木の数年保守の名目で、陸軍省が手当金支払い 10.9 第九連隊の大谷射的場隣接地の4657坪を取得
(明治13)	1880	11.15 近代最初の園城寺の伝法灌頂が唐院で開壇 [文書7p416]
(明治18)	1885	8.8 第九連隊の射的場用地として山上村などで27255坪を取得
(明治21)	1888	6.25 県庁舎を現在地に移転新築し、開庁式
(明治22)	1889	6.3 第九連隊の練兵場拡張として観音寺町で14071坪を取得

[]は出典で、“伝記”は『園城寺伝記』，“補録”は『寺門伝記補録』，“古記”は『園城寺古記』，“略記”は『園城寺再興略記』，“文書”は『園城寺文書』(pの前の数字は巻数、後の数字はページ数)を表す。
明治以降については出典も含め、中川(2021)を参照。

図1 園城寺とその近世寺領村（背景は、国土地理院 1961 年 5 月 1 日撮影の空中写真：MKK-61- 4-C3-6657, -6658, -6659, -C4-6692, -6693, -6694, -C5-7015, -7016, -7017. 赤枠は図3の図郭を示す。神出村は五別所村の枝郷である。）



の乖離は小さくない。

このように園城寺の「江戸時代の有様」については多く未詳のままとし、また、近世においての園城寺の景観を直接的に描述するような同時代の史料というのもそれほど豊富というわけでない。そこでここでは、こうした点について、主に院坊¹⁰⁾の配置や推移の観点からの検討を試みる。境内においては、堂や塔・鐘楼・門などの建造物もあるが、これらに比すと院や坊はその住持により維持されるから、継承のための変遷やまた改称のあることも珍しくない。なお、境内とは広く後背林地を含め寺地全域を指す場合もあるが、上述のように、ここではそのうちの堂舎院坊とその地所についての検討が主となる。

表2に、以下で用いる史料を一覧にして示す。そのうち上段は、寺内の描写を含む絵図となる。ただし、こうした近世絵図は、描画が作者の主観を反映して模式的なものであったり、また、年記が付してあってもなんらかの原図からの模写であってその時点での年代に過ぎなかったりするので、それぞれ相応の留保を要する。中段は、『園城寺文書』などに翻刻される種々の近世史料のうち、院坊一覧を含むことが想定されるものとなる。その多くは景観記述をそもそもの目的とするものではないが、上述の絵図などと併用し、また、それら相互の複合的な対照を行うことにより、近世の全期にわたる院坊の変遷を追跡しようとするものである。あわせて、院坊存続の経済的裏付けともなった園城寺領の村々の石高についても述べるので、下段にその関連史料を示した。

院坊の所在と配置を再現するにあたっては、近年、国土地理院が提供するようになった「基盤地図情報」を援用した。これは、地形図などを製作する際に基準となる地理空間情報（建築物の外周線・道路縁・水涯線など）で、デジタルデータとして与えられる。精度は、縮尺2500分1に相当するレベル2500では水平誤差2.5m以内と定められる。上述の通り、近世絵図などでは土地区画も模式的に描かれるに留まり、近代地図のような地上の事物の正確な再現は、通常そもそも企図されていない。ところが、仮にそこに信頼性の高い間尺の記載が施されていれば、それらを手掛かりに、近世絵図の描画が基盤地図情報上にその精度に準じて再生できることがある。以下に示す通り、園城寺では明治5年の境内絵図（表2上段「絵図」の5行目）にそのような例が見出され、これをもとに境内の院坊の所在と配置のより正確な再現が実際に可能となった。基盤地図情報の援用によるこのような手法での絵図描画の精度の良い再生は、景観復元のひとつのモデルケースを提供するであろう。

以下では、日付は明治5（1872）年までは旧暦、1873（明治6）年からは新暦とする。

2. 明治最初期の三院における堂舎院坊の地所配置

上述の通り、すでに明治初期に園城寺では境内景観にも大きな変容がもたらされた。この直前となる時期の園城寺境内の堂舎院坊などの所在と配置をはじめに明らかにしておく。これは、それをもたらした明治4（1871）年の社寺領上知令に伴い成立した行政文書を用いその記載内容を再構成することで行うもので、旧景を失った北院も含めての境内地所の復元が相応の精度で可能となる。

表2 近世の園城寺領に関する絵図・院坊一覧・村別石高の史料

年 記	西 暦	史 料 名	(所蔵)	特 記
絵図				
享保7年8月	1722	「江州三井寺三院廻案内」	(滋賀県立図書館)	院坊名
寛保2年4月写	1742	「大津町古絵図」	(大津市歴史博物館)	院坊名
宝暦5年9月8日	1755	森幸安「園城寺図」	(国立公文書館)	
宝暦7年2月20日	1757	森幸安「近江国三井寺地図」	(北野天満宮)	
明治4年	1871	「園城寺領惣絵図并大津町御林山図」	(園城寺)	院坊名
明治5年9月	1872	「堂社各院境内取調書 園城寺」	(滋賀県立公文書館)	境内図面反別
	(1874)	「滋賀郡大津町全図 乾/坤」	(大津市歴史博物館)	院坊名 (一部)
	(1876)	「園城寺中元北院境内地所」	(滋賀県立図書館)	院坊名
院坊一覧				
貞観4年-	862-	「伝法灌頂血脈譜」	『園城寺文書7』 p350	
慶長3年12月26日	1598	「豊臣家五奉行園城寺領地目録」 「江州志賀郡三井寺領之事」	『園城寺文書5』 p26 『園城寺再興略記』 p65	石高
慶長5年12月22日	1600	「現在藹次」	『園城寺古記』 p22	住持
慶長18年8月3日	1613	「園城寺中満徒一味同心起請文」	『園城寺文書7』 p429	院坊名のみ
元和元年7月20日 元和7年9月20日 寛永4年9月20日	1615 1621 1627	「古来衆議引付法度連判」	『園城寺文書4』 p35	住持
慶安元年9月20日	1648	「古来衆議引付法度連判」	『園城寺文書4』 p35	住持
天和3年10月29日	1683	「智証大師齋忌記録」800年齋忌	『園城寺文書3』 p18	住持
元禄5年9月	1692	「元禄五年寺社僧坊改記」	『園城寺文書4』 p137	再興者・時期
元禄12年6月	1699	「勢多川浚掛銀覚」	『園城寺文書6』 p218	石高
元文5年10月29日	1740	「智証大師齋忌記録」850年齋忌	『園城寺文書3』 p31	住持
延享2年11月	1745	「天台宗園城寺派下寺院牒」	『園城寺文書4』 p87	院坊名のみ
文化2年2月	1805	「園城寺坊別升改帳」	『園城寺文書4』 p92	院坊名のみ
明治4年2月	1871	園城寺明細帳 「園城寺領惣絵図并大津町御林山図」裏書		山坊地面反別
村別石高				
慶長7年	1602	寺領村検地帳写 「園城寺領惣絵図并大津町御林山図」裏書		
(正保3年)	(1646)	「(正保三年) 近江国郷帳」	『明治大学刑事博物館資料5』	領主別 (一部)
慶安4年3月13日	1651	「近江国知行高辻郷帳」	(滋賀県立図書館)	領主別
寛文5年7月11日	1665	「徳川家綱、園城寺領地安堵朱印状」	『園城寺文書5』 p29	村高のみ
元禄14年2月	1701	「元禄十四年近江国郷帳」	(滋賀県立図書館)	領主名
天保5年12月	1834	「近江国郷帳」	(国立公文書館)	村高のみ
明治元年	1868	「近江国高附帳・上」	(滋賀県立公文書館)	領主別

明治の上知令に際しては、それぞれの寺社がみずからその境内図を作製することを要請されていた。新政府の地方官庁へと提出されたその正本が、今に至るまで保管されている場合がある。例えば、京都府においては、『京都府庁史料』（府立京都学・歴彩館蔵）に明治5年前後作製の「社寺境内外区別原図」¹¹⁾が見い出せ、例えば、渡邊ら（2006）や小林（2013b）は、こうした行政文書も手がかりに、それぞれ嵯峨大覚寺と鹿苑寺（金閣寺）における近代初頭以降の境内景観の変遷について論じている。

滋賀県においては県公文書館が社寺上知に伴う明治初期の行政文書を保管していて、そのうちに、園城寺の明治5年「堂社各院境内取調書」¹²⁾（以下、「取調書」と略記）がある。これには園城寺学頭代などの押印があり、寺が作製して県へ提出した正本と認められる。これとは別に、園城寺には明治4年の年記を持つ「園城寺領惣絵図并大津町御林山図」（以下、「惣絵図」と略記）が所蔵される。これは一部にラフな描きぶりも含んでいて、県へ提出した正本の控図とみられる。幸いにも、この両者の製作年はどちらも境内地が軍用地化される明治6年をわずかに先んじていて、それゆえ、そこに、

園城寺境内が明治初頭の大変革を経る以前となる近世最末期の姿を留め得ている。

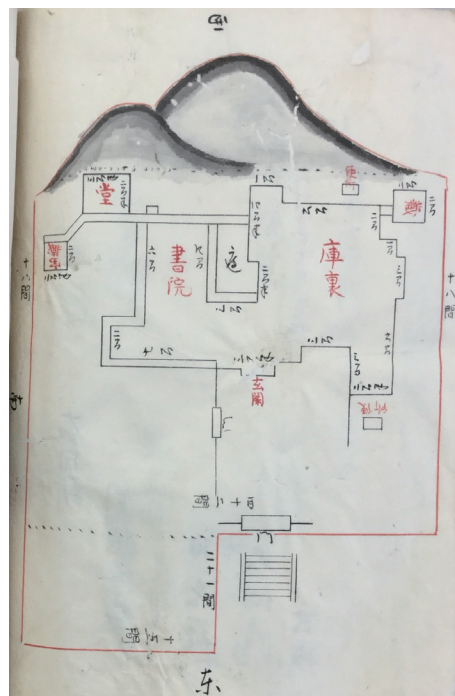
その描画内容は、明治4年「惣絵図」では、上知前の園城寺の林地部分も含む寺域の全体を、その周辺の大津町などとともに描いたものとなる。そのうち境内については、堂舎院坊を網羅しその地所の配置を示す概略図となっている。本図はいまだ近世絵図の性格を持ち、院坊の地所形状は全く模式的なものであるし、またその位置関係も必ずしも正確には表現できておらず、また、周縁部ほどデフォルメされ簡略化された描画になるなど、近世園城寺における主観的な地理理解、あるいは領地認識を反映したものとなっている。この点は、その3年後に地券発行に伴い作製された「地券取調惣絵図」¹³⁾や「滋賀郡大津町全図」¹⁴⁾が、近代測量の影響を受けて、地上の事物のより忠実な模写を志向しているのとは対照的である。

その翌年となる明治5年の「取調書」では、境内の堂寺院坊のすべてに地所番号を付し、それぞれの反別を与えるとともに、おのおのの地所の概形とそこでの建物配置を概略図として示す。なお、五別所や政所などは、「境内」と認識されておらず、この「取調書」には含まれない。また、このときにはすでに別途上知済みであった円満院と玉性院も除かれる。図2に、例として日光院¹⁵⁾(26番地所)の「取調書」付図を示す。図に見るように、これも近世絵図の性格を有しているが、地所や建築物の外辺などの一部が丈量され間尺の記載がある点が着目される。院坊のうちには、「改」としてこの数値が書き直されていることもあり、その正確性に一定の配慮のあったことがうかがわれる(この日光院のものには、そうした書き直しはない)。このように、「取調書」では地所ごとに個別に描画するものとはなるが、正確を期すよう丈量されたと思われるこの間尺値の記載から、以下に実行する通り、それを再構成することで院坊の全体配置をかなり正確に再現することが可能となった。

この際援用したのが冒頭で述べた基盤地図情報である。計算機上において、これを描いたものを背景図として用意し、その上に地所ごとに記載される間尺の数値をそのまま採用して正確に採寸する。この際、それぞれの地所の位置関係を「惣絵図」により大まかに把握しつつ、あるいは、互いに隣接する地所同士の関係性や地形条件にも配慮しつつ、「取調書」の付図による地所の形状を試行錯誤も繰り返し整合させてゆく。「惣絵図」にはおのおのの地所の具体的な形状は示されないし、「取調書」の付図だけではそれぞれの境内のうちの位置関係が全く判明しないので、両者を併用することがここでは必須であった。

こうして得られた結果が図3となる。「取調書」付図の地所概形が、時にかなりのデフォルメも含

図2 明治5年 園城寺「堂社各院境内取調書」(滋賀県立公文書館蔵)より、日光院(26番地所)の境内略図



んでいたり、また、その間尺記載と照合しないことも少なくなかったが、付図にはこのような粗雑さが時に目につくのは対照的に、記載されている間尺値の信頼性は高いようであった（図3の作成の際に、この数値はすべてそのまま採用している）。例えば、図3において、南院や中院においての諸院坊の相互の配置や、あるいは、金堂（40番地所）の出入りの多い変形多辺形の形状も、ここで用いた基盤地図情報の精度（レベル2500）において、現状の地所形状や建造物配置ともよく整合しているように見える。北院では、現在まで存続している堂舎が法明院や新羅社に限られるため、地所形状を再現する際の自由度が大きい、同様に間尺の記載値をそのまま採用しての地所配置で齟齬は生じていない。

図3に再現した院坊の配置からは、それらが東に向いて琵琶湖の美しい眺望を有する山端の傾斜地に立地して、その固有の微地形の特徴を逆にうまく活用したことが反映されたものとなっていることがうかがえる。また、ここで再構成した東円院（53番地所）の地所の位置が、後年、歩兵第九連隊の弾薬庫¹⁶⁾となるそれに合致しているのも注目される。

こうして、明治最初期における園城寺境内のすべての院坊の所在と配置が明らかとなった。得られた図3を、連隊創設期に軍事転用された地所を示した中川（2021）の図1と比すと、この際に廃絶に追い込まれた北院を中心に、失われた寺観の大きかったことが改めて確認できる。寺地が守られた中院や南院においも、寺領が上知となり経済的基盤を失ったこともあり当地で存続した院坊は多くない。すでに近代のはじまりの時点で、園城寺もまた根本的な変革を迫られていた。以下では、この図3を出発点に、ここから時間を逆に遡り、近世のほぼ全期にわたる園城寺の院坊の変遷を辿る。

3. 境内絵図による近世における院坊配置

ここでは、いくつかの近世絵図を用い、その描画内容を照合することで園城寺境内の変遷を探る。絵図には、表2上段に示す通り、下坂・福家（2001）が唯一言及した「大津町古絵図」だけでなく計8点が見い出せた。このうち、実際に院坊名の記載もありその配置のわかるものは5点となる。除かれるうちの2点は、森幸安の「園城寺図」と「近江国三井寺地図」である。どちらも模写により作画されていて成立時の現状を反映しておらず¹⁷⁾、また、境内の描像も模式的なものに留まっている。残る1点は、前章で扱った「取調書」の付図で、これは院坊ごとに描くので、そのみではそれらの位置関係を知るすべはない。

こうして、残る5点の絵図について、それらに描かれる院坊を互いに対照させると、その配置や描画がよく整合していて、表3に一覧としてまとめるような対応関係が成立する。ここには加えて、「惣絵図」の裏面には、「大津県御管轄所 近江国滋賀郡 天台宗本山園城寺明細帳」（以下、「明細帳」と略記）と題して、明治4年2月に園城寺が当時の大津県へ提出した書類の控えが書き留められているので、この記載内容も、「取調書」のそれとともに表3に含めておく。

表2上段のうち最下行の「園城寺中元北院境内地所」（以下、「明治図」と略記）は、「練兵場」との記載があることなどから、年記を持たないが明治になってからの製作となる。これは、本来廃絶し

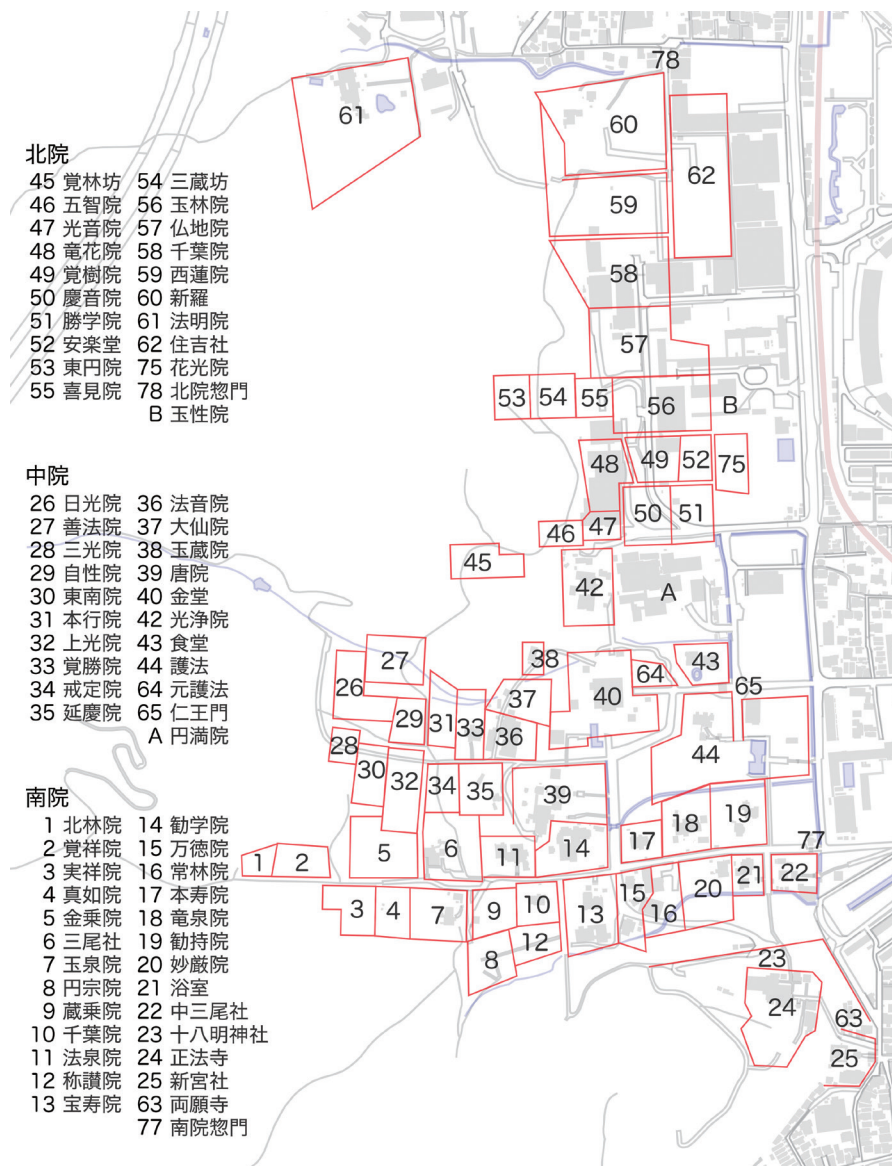


図3 明治5年における園城寺境内の堂舎院坊の地所配置（地所の形状や大きさは「堂社各院境内取調書」の記載にもとづく。数字はその地所番号である。背景に、2021年7月1日付の基盤地図情報を描く。）

たはずの北院の院坊をすべて描いていて、つまり、歩兵第九連隊創設以前の失われた旧観を描き留める目的であったことが推察される。実際、背景部分は“陸軍御用地”・“現境内”・“上知山林”などに色分けされ、また、院坊名にはこの際の廃絶を示すためとおぼしき赤点が付される。製作年は、“火薬庫”との記載もあることから、連隊に弾薬庫の設置を見た1876年頃と見られる。これとほぼ同等のものは、県立公文書館にも所蔵される¹⁸⁾。この「明治図」を、8点のうち最古の年記を持つ享保7(1722)年「江州三井寺三院廻案内」（以下、「享保図」と略記）と比較させる。この両者には150年ほどの年代差があるが、一方で、境内の描画範囲や院坊の配置、あるいは院坊名を門を正面に向いて書くなどの点に共通点が見い出せ、「享保図」を「明治図」の製作の際に参考したことが想定される。

上述の通り、「享保図」以降となる5点の絵図相互で院坊の配置がよく整合していることから、「明治図」が連隊創設直前の近世末の旧観の再現であるなら、少なくともこうした院坊などの配置は、この江戸中期以降からの150年間ほどでは、それほど変化がなかったことになる。ただし、享保9(1724)

表3 園城寺境内絵図などにおける堂舎院坊：南院

現況 2021	園城寺中 元北院境内地所 (1876)	滋賀郡 大津町全図 (1874)	堂社各院境内取調書 園城寺 明治5 (1872)			園城寺明細帳 (「園城寺領 惣絵図并大津町御林山図」裏書) 明治4 (1871)		大津町古絵図 寛保2 (1742)	江州三井寺 三院廻案内 享保7 (1722)
	地所	預り	境内 (坪)	建物	山	山坊 (坪)	建物		
	北林院	1 北林院	302.55	なし	地統山11	365	なし (破損)	北林院	北林院
	寛祥院	2 寛祥院	612	なし	地統山11	370	1ヶ所	寛祥院	寛祥院
	実祥院	3 実祥院	548.25	なし	地統山11	225	なし	実祥院	実祥院
	真如院	4 真如院	565.5	なし	1ヶ所	255	なし	真如院	真如院
	金乗院	5 金乗院	1240	堂,書院,庫裏		988	3ヶ所	金乗院	金乗院
普賢堂	元三尾 普賢堂	6 三尾社	1270.5	本社,拜殿,書院,庫裏		637.5	本社ほか6	三尾社	上三尾 慈正坊
上光院	玉泉院	7 玉泉院	990	堂,書院,庫裏	地統山11	928	1ヶ所	玉泉院	玉泉院
靈園	円宗院	8 円宗院	754	堂,各殿,庫裏	地統山11	304.75	2ヶ所	円宗院	円宗院
靈園事務所	蔵乗院	9 蔵乗院	702	堂,書院,庫裏	地統山11	643.75	2ヶ所	蔵乗院	増乗院
円宗院	千乗院	10 千乗院	625	堂,書院,庫裏		552	2ヶ所	千乗院	千乗院
法泉院	法泉院	11 法泉院	843	堂,書院,庫裏	1ヶ所	746.1	4ヶ所	法泉院	法泉院
靈園	称讃院	12 称讃院	615	なし		360	なし	(空き)	正三院
宝寿院 宗務本所	宝寿院	13 宝寿院	1395	堂,書院,庫裏		609	2ヶ所	法寿院	宝寿院
勸学院	勸学院	14 勸学院	950	堂,書院,庫裏	1ヶ所	798.5	3ヶ所	観覚院	勸学院
万徳院 微妙寺	万徳院	15 万徳院	585	堂,書院,庫裏	1ヶ所	348.5	2ヶ所	万徳院	万徳院
事務所 収蔵庫	常林院	16 常林院	800	書院,庫裏		792	1ヶ所	常林院	常林院
本寿院	本寿院	17 本寿院	528	堂,書院,庫裏		414	2ヶ所	本寿院	本寿院
竜泉院	竜泉院	18 竜泉院	1015	堂,書院,庫裏		1311	2ヶ所	竜泉院	竜泉院
行者堂 弁天堂	勸持院	19 勸持院	1216	堂,書院,庫裏		1103.4	2ヶ所	聖林院	松林院
妙蔵院	妙蔵院	20 妙蔵院	744	堂,書院,庫裏		311	2ヶ所	妙蔵院 多宝院	妙蔵院
水観寺	浴室	21 浴室	432	なし		432	なし	風呂屋	風呂屋
三尾神社	三尾神社	22 中三尾社	588.35	社,拜殿,御供所		645.3 271.6	9ヶ所	下三尾社	三尾御旅所
十八明神社	十八善神	23 十八神社	9965	社,拜殿,庫裏		31	本社ほか1	十八明神	十八明神
観音堂	正法寺	24 正法寺	1941.25	本堂,書院ほか		1301	本堂ほか12	正法寺	(範用外)
長等神社	長等神社	25 新宮社	831	本社,拜殿ほか	1000坪	870	本社ほか4	新宮社	(範用外)
両願寺	両願寺	63 両願寺	330	堂ほか		330	6ヶ所	(範用外)	(範用外)
総門		(絵)		門,番所				南門	(絵)

表2に与える次の境内絵図などにより対照させた堂舎院坊の地所の一覧：1876年ごろ「園城寺中元北院境内地所」、1874年ごろ「滋賀郡大津町全図」、明治5年9月「堂社各院境内取調書 園城寺」、明治4年2月「園城寺領惣絵図并大津町御林山図」裏書の「園城寺明細帳」、寛保2年4月写「大津町古絵図」、享保7年8月「江州三井寺三院廻案内」と、2021年の現況。

表3 (続き) : 中院と北院

現況 2021	園城寺中 元北院境内地所 (1876)	滋賀郡 大津町全図 (1874)	堂社各院境内取調書 園城寺 明治5 (1872)				園城寺明細帳 (「園城寺領 惣絵図并大津町御林山図」裏書) 明治4 (1871)			大津町古絵図 寛保2 (1742)	江州三井寺 三院廻案内 享保7 (1722)
	地所	預り	境内 (坪)	建物	山	山坊 (坪)	建物				
善法院庭園	日光院	26	日光院	堂,書院,庫裏	地続山2	日光院	5ヶ所	日光院	日光院	日光院	日光院
	善法院	27	善法院	堂,書院,台所	地続山4	善法院	なし	善法院	善法院	善法院	善法院
	三光院	28	三光院	なし	地続山1	三光院	なし	三光院	三光院	三光院	三光院
	自性院	29	五智院	なし		自性院	なし	自性院	自性院	自性院	自性院
	東南院	30	712.25	堂,書院,台所		東南院	3ヶ所	東南院	花台院	花台院	花台院
覚勝院	本行院	31	697	書院,台所	地続山1	本行院	1ヶ所	本行院	本行院	本行院	本行院
	上光院	32	1122	堂,書院,庫裏		上光院	4ヶ所	浄光院	浄光院	上光院	上光院
	覚勝院	33	752.5	書院,台所		覚勝院	1ヶ所	覚勝院	覚勝院	覚勝院	覚勝院
	戒定院	34	570	堂,書院,台所		戒定院	2ヶ所	戒定院	(空き)	知蔵院	知蔵院
	延慶院	35	832	なし		延慶院	なし	延慶院	(空き)	妙知院	妙知院
	法音院	36	747.5	なし		法音院	1ヶ所	報恩院	報恩院	一乗坊	一乗坊
	大仙院	37	1058.7	堂,書院,台所	地続山1	大仙院	3ヶ所	大仙院	大仙院	大専院	大専院
	玉蔵院	38	311.25	なし	地続山1	玉蔵院	なし	玉蔵院	玉蔵院	玉蔵院	玉蔵院
唐院	唐院	39	1741.25	祖堂,三重塔ほか		唐院 玄養坊	779.3	(絵)	大師堂 玄養坊	大師堂 玄養坊	大師堂 玄養坊
金堂	金堂	40, 41	3744	金堂,経堂,鐘楼ほか		根本金堂	2260.75	金堂	金堂	金堂	金堂
光浄院	光浄院	42	1632	堂,書院,庫裏		光浄院	3ヶ所	光浄院	光浄院	光浄院	光浄院
釈迦堂	尊牌堂 唯覚堂	43	539	堂,書院,台所		食堂 唯覚坊	624	食堂	食堂	ちき堂 祐覚坊	ちき堂 祐覚坊
護法善神堂	護法善神 財林坊	44	4907.5	社,拝殿,書院ほか		護法社 財林坊	1454	護法社 (空き2)	護法社 (空き2)	護法	護法
		64	380	社							
仁王門	(絵)	64		仁王門				仁王門	仁王門	二王門	二王門
円満院	滋賀県庁	A						円満院御門跡	円満院	円満院	円満院
新羅善神堂 法明院 弘文天皇陵	覚林坊	45	840	書院,台所	地続山2	覚林坊	1ヶ所	覚林院	覚林院	覚林坊	覚林坊
	五智院	46	405	なし	地続山1	五智院	なし	(空き) 五智院	五智院	五智院	五智院
	光音院	47	391	なし	1ヶ所	光音院	なし	光恩院	光恩院	等覚院	等覚院
	電華院	48	1034	なし	地続山1	電花院	なし	リウケ院	電源院	電源院	電源院
	覚樹院	49	826	なし		覚樹院	なし	覚樹院	法善院	法善院	法善院
	慶音院	50	1044	堂,書院,庫裏		慶音院	2ヶ所	慶音院	慶音院	慶音院	慶音院
	勝字院	51	910	なし		勝字院	なし	勝覚院	正覚院	正覚院	正覚院
	安楽堂	52	546	本堂,書院,台所		安楽堂	本堂ほか2	(絵)	安楽堂	安楽堂	安楽堂
	東円院	53	594	なし		東円院	なし	東円院	東円院	東円院	東円院
	三蔵坊	54	756	なし	地続山1	三蔵坊	なし	三蔵坊	三蔵坊	三蔵坊	三蔵坊
	喜見院	55	554	なし		喜見院	なし	喜見院	喜見院	喜見院	喜見院
新羅善神堂 法明院 弘文天皇陵	玉林院	56	2040	なし	1ヶ所	玉林院	なし	玉林院	玉林院	玉林院	玉林院
	仏地院	57	2451.5	堂,書院,台所	地続山1	仏地院	3ヶ所	仏地院	仏地院	仏地院	仏地院
	千葉院	58	3065	なし		千葉院	なし	千葉院	千葉院	千葉院	千葉院
	西蓮院	59	5637	なし		西蓮院	なし	西蓮院	西蓮院	西蓮院	西蓮院
	新羅社	60	3988.7	本社,拜殿,書院ほか		新羅社 円行坊	本社ほか6	新羅社 円行坊	新羅社 円行坊	新羅社 円行坊	新羅社 円行坊
	法明院	61	5200	堂,書院,庫裏ほか		法明院	8ヶ所	教學坊	教學坊	教學坊	教學坊
	住吉社	62	3500	社,亀岳		住吉森	本社	住吉社	住吉社	住吉社	住吉社
	華光坊	75	705	なし		(御用地)		花光院	花光院	花光坊	花光坊
		78		門,門番所		(御用地)		(絵)	(絵)	(絵)	(絵)
	玉性院	B						玉性院	玉性院	玉性院	玉性院

年創設とする法明院¹⁹⁾では、当然ながら、対照が例外的に成立しない。また、護法社²⁰⁾は享保10(1725)年から10年ほどかけ現在地に移転したとするが、「享保図」においてすでに現在地となる地所にその社殿が描かれていることには留意しておく。

表からは、院坊のいくつかで、改称のあったことが認められる。蔵乗院(9番地所)・勸持院(19)・東南院(30)・戒定院(34)・延慶院(35)・法音院(36)・光音院(47)・覚樹院(49)がそれに該当する。また、「大津町古絵図」のみはやや特殊で、下坂・福家(2001)も言及する通り、区画枠のみが描かれ名称の記載されない地所があり、院坊では、称讃院(12)・延慶院・法音院・覚林院(45)の4つとなる。このうち、覚林院は図3での相当地所は区画枠のみで、代わりにその東に別の枠がありそこに名称が記載される(現状の光浄院に含まれる位置か)。東南院に相当する地所は枠もなく空白である。なお、この「大津町古絵図」は寛保2年4月の写しとする²¹⁾。

明治初期となる「園城寺明細帳」や「取調書」の記載では、地所としては存在するが、表の「建物」欄にみるように、上物のすでにないとするものも相当数あることがわかる。特に、歩兵第九連隊の予定地であった北院では、明治元年に上知済みの花光坊と玉性院を加え、明治4年にその数は13にも上る。「取調書」においては、こうした院坊のうちに“預り”と付記されるものがあり、これは、すでにこの明治初期に当該院坊は廃絶ないし移転していた可能性も高い。このように、単なる地所として残存したのか、近世期にわたり住持が実際に住む院坊として継承され実際に存続してきたのかは疑われる。そこで次に、こうした院坊の変遷について、絵図以外の文字史料により検討する。

4. 院坊の変遷

ここで参照する史料は表2の中段に示した。1行目の「伝法灌頂血脈譜」は灌頂の厳儀による貞観開基以来の法脈の継承を示す根本史料である。2行目以降は、『園城寺文書』などに翻刻される近世文書であり、絵図の見出せなかった近世前半期のものにより重点を置いて選択した。それらは仏事の記録や寺内行政書類、あるいは相論関連文書や起請文などであり、こうした文書自体の性格から、おのおのその内容の相応の信頼性が担保され、あるいは、その時点での院坊を網羅していることが認められることがある。

(1) 「伝法灌頂血脈譜」

表4には、血脈譜の内容を、256年ぶりの唐院での灌頂開壇となった天正3(1575)年以降で明治までについて、受式の際に所属した院坊などにより分類し示した。ここに現れるのは、寺内の三院のみならず、末寺の田上不動寺などや、円満院・聖護院・実相院の三門跡とその子院、あるいは聖護院が管領した修験本山派の末寺などであり、また、讃州寺院はそこが宗祖円珍出生の地である由緒による。寺内の三院について表の右端に付記したのは、京都町奉行による元禄5(1692)年の寺社改めの際、園城寺が提出した「元禄五年寺社僧坊改記」²²⁾に記載される闕所解除後の再興者とその年である。ただし、院坊名はこの改記が成立した元禄時のものとなっている。

院坊の改称は表4においても確認でき、その数は全体の1/3ほどにもなる。改称のあったことは、血脈譜においては、例えば、「最楽坊、改宝寿院」などの付記から具体的に確認でき、表4に示した

のはそうした原拠のあるものに限っている。ちなみに、『大津市志』には園城寺の院坊を一覧する「院房名表」²³⁾があるが、そこではこのような改称には対応できていない。例えば、戒定院（34番地所）²⁴⁾は近世初頭には“上林坊”であったが、この「院房名表」では別立てであり、また、その後の一時期に“智増院”と呼称していたことの記述もない。

こうした院坊名の変遷も考慮にいれると、図3の院坊が、表4においてはすべて網羅されていることが認められる（表4で番号付きのものと、B玉性院）。つまり、図3に現れる院坊の数は、南・中・北の三院でそれぞれ19・14・17であって、そのいずれにも少なくとも近世のある期間そこを住持した阿闍梨が存在した。『園城寺文書4』の「寺例」²⁵⁾という史料には、「一、一山之寺格、四拾九院悉大僧正迄ニ致昇進候寺格ニ候事」との条文があり、この事実と符合するかのようである。また、上記の三院の院坊数の和は、享保年中創設の法明院（北院）を除けば、確かにこの「49院」という記述とも一致している。

他方、血脈譜には図3に照合のないもの、具体的には、看松坊²⁶⁾、善学坊²⁷⁾および円光坊²⁸⁾が現れる。これらは、元禄5（1692）年改記にもすでにその名称が見あたらないので、それ以前となる江戸前期のうちに廃絶あるいは改称した可能性が高い。こうした事例を確認することも含め、次に、血脈譜以外の史料を検討する。

（2）院坊および住持の一覧史料

ここで用いる史料は表2の中段2行目以下に示すものとなる（最下行の園城寺明細帳は除く。すでに表3に含む）。このうち、「豊臣家五奉行園城寺領地目録」・「元禄五年寺社僧坊改記」・「勢多川浚掛銀覚」・「天台宗園城寺派下寺院牒」・「園城寺坊別升改帳」は、その性格は個別的であるものの、それぞれの題目が示すように院坊を網羅する目的が含意される。他方、「現在葛次」・「智証大師齋忌記録」は現住のみ、「園城寺中満徒一味同心起請文」・「古来衆議引付法度連判」はそこに参加した住持のみの列挙となる。

これらから、南・中・北の寺内の三院のみに限ったが、その一覧を表5にまとめた。この際、記される場合には住持名もあわせ示した。慶長3（1598）年「豊臣家五奉行園城寺領地目録」は、この闕所解除時の寄進寺領4327.88石の内訳を示すもので、表5にはこれによるそれぞれの院坊の石高も記した。さらに、関ヶ原合戦後の慶長7年には寺領の村々で検地があり²⁹⁾、その際の数字により園城寺領は4619.9石余に改められた。この際の院坊石高は、やや時代を下る元禄12（1699）年「勢多川浚掛銀覚」に記されるので、表5ではその欄に含める。こうした院坊の石高の変遷については、園城寺領の村高を検討することからも確認できる。これについては、次章で扱う。

表5による院坊の変遷は、3期に分けて理解することができる。時間の逆順に、慶安1（1648）年より以降、元和7（1621）年から慶長5（1600）年まで、慶長3（1598）年である。

まず、慶安元年以降について述べる。そのうちで院坊を網羅する最も古い史料である「元禄五年寺社僧坊改記」と、最も新しい史料である「取調書」の付図の記載を対照させる。すると、明治初期に上知されていた玉性院を除くと、違いは、法明院（61番地所）が享保年間に北院で創設されたことと、

表4 近世における伝法灌頂の開壇と受者：南院

年号 西暦	安政4 1857	天保9 1838	天保5 1834	文政9 1826	文政8 1827	寛政12 1800	寛政11 1799	安永4 1775	延享3 1746	延享2 1745	享保16 1731	享保16 1731	享保7 1722	元禄12 1699	元禄3 1690	天和2 1682	寛文8 1668	寛永16 1639	寛永1 1624	慶長6 1601	天正3 1575	「元禄五年寺社僧坊改記」 1692	
人数	15	9	18	10	7	11	15	22	13	13	14	14	36	18	21	14	33	24	25	27	9	再興年	再興者
1	北林院	親堅	慶定		親曉		真定	敬雄								定祐○	秋俊○				慶長10	北林院	経延
2	覚禅院							忍尊					諄映			忍舜	忍雄				慶長9	覚禅院	山中長俊
3	実禅院												諄映			明昭					慶長年	実禅院	真祐
4	真如院	暹昇	敬昌										[院公湖]	[順]			祐慶	祐舜		真如坊	慶長年	真如院	尊育
5	金乗院	祐玉							珍定	○	○	○	定実	尊順	○			慶伝○	善祐	兼存	慶長9	金乗院	伝海
7	玉泉院				尊瑩								永舜			○		尊栄		宗海	慶長年	玉泉院	衍静
8	円宗院	寛達	寛考	玉範			親全	親剛		○					慶祐	○		○	憲祐		寛永年	円宗院	憲幸
9	蔵乗院	暹融			真雄					覚琳								蔵乗坊			慶長13	蔵乗院	慶存
10	千乗院									観尊			英舜		理境坊			千乗院		親重	慶長年	千乗院	親重
11	法泉院		○		理覚院			○		○	○			[本立坊			○	法泉院	法泉院	理覚院	[貞和2]	法泉院	
12	称讃院		親弁		敬判					亮契			亮存	忠実		亮実			豪祐	真祐	元和年	称讃院	憲実
13	宝寿院								定玉				忍玉				最乗坊		憲実	宝寿坊	慶長年	最乗坊	良玉
14	勧学院	慶真		○	敬賢			○			○	○			○			実雄○		曉算	慶長5	勧学院	道澄
15	万徳院				真豪		敬音							宗範			実範			大樹坊	慶長9	万徳院	永範
16	常林院									実潤			玖舜	尊玖			[本成坊	常林坊			寛永年	常林院	真玖
17	本寿院									舜延					弁栄		円海	真玖			慶長年	本寿院	浄眼
18	竜泉院									実堂			実光		亮珍			大泉坊		十乗坊	慶長年	竜泉院	舜興
19	勧持院		親澄				親賀				聖林院	宣亮					聖林院	実舜		尊誉	慶長年	聖林院	尊忠
20	妙蔵院			瑛瑛				観算			珀雄			多宝坊				多宝坊		多宝坊	慶長年	多宝坊	正玄
	円光坊													尚舜				正算		正玄			
	看松坊																	賢栄	秀元		寛永		

「伝法灌頂血脈譜」により、唐院で開壇されるようになった天正3(1575)年以降について示す。“人数”は園城寺内と寺外の双方を含む。左端は、明治5年「堂社各院境内取調書」による院坊名である。受位した際の住持する院坊に分類した。その際の名称が左端のものと異なる場合は、その院坊名も記載した。住坊を移った場合には、転じた先に○を書き入れた。[]は“弟子”・“所化”などの記載のある場合。太ゴシックは、後に大阿闍梨となったことを表す。右端には、「元禄五年寺社僧坊改記」による闍所後の再興年・名称(元禄5年時)・再興者を順に示す。円満院・聖護院・実相院において、3桁の数字は園城寺長吏の代数を表す(数字の扱いはその代が阿闍梨ではないため)。

表4 (続き)：中院

年号 西暦	安政4 1857	天保9 1838	天保5 1834	文政9 1826	文政8 1827	寛政12 1800	寛政11 1799	安永4 1775	延享3 1746	延享2 1745	享保16 1731	享保7 1722	元禄12 1699	元禄3 1690	天和2 1682	寛文8 1668	寛永16 1639	寛永1 1624	慶長6 1601	天正3 1575	「元禄五年寺社僧坊改記」 1692	
26 日光院				○	○			○				○		○	○			○	亮憲	慶長年中	日光院	亮憲
27 善法院	慶海				○		玉彭	○				○			○			盛舜	舜澄	寛永18	善法院	盛舜
28 三光院							義澄		篤定				真栄	澄慶				通恕	舜澄	慶長6	三光院	通涌
29 自性院										永尊			実祐		慈定院 有寛	実昌	実延			元和年中	自性院	実延
30 東南院								寛寿			寛雄						慈定院 豪雄		慈定院 弘雄	慶長年中	慈定院	善祐
31 本行院											敬恩				慶舜		賢雄	盛存	盛光	慶長年中	本行院	慶伝
32 上光院								敬譲			敬雅		舜弁					善見坊 憲幸	盛光	慶長年中	上光院(北院)	盛光
33 寛勝院										寛雄		幸篤						上林坊 通契		慶長年中	寛勝院	憲幸
34 戒定院							敬峯					智増院 亮命			智増院 尊有			賢乘院 長雅	元和2	智増院	通契	通契
35 延慶院		瑩真					尊珉													慶長年中	賢乘院	通存
36 法音院					定有							鳳音院 眞舜						一乗坊 通意 [通秀]	一乗坊 通純	慶長年中	一乗坊	通意
37 大仙院											亮順			○						慶長年中	大仙院	盛舜
38 玉蔵院	玉耀									定澄		○				善光院 章純	善光院 豪舜	通雄		慶長年中	玉蔵院	通雄
42 光浄院		道通														伝海			通賀	慶長6	光浄院	通慶

表4 (続き) : 北院など

年号 西曆	安政4 1857	天保9 1838	天保5 1834	文政9 1826	文政8 1827	寛政12 1800	寛政11 1799	安永4 1775	延享3 1746	延享2 1745	享保16 1731	享保7 1722	元禄12 1699	元禄3 1690	天和2 1682	寛文8 1668	寛永16 1639	寛永1 1624	慶長6 1601	天正3 1575	「元禄五年寺社僧坊改記」 1692	
45 寛林坊							尊全	公雅	公存		行通	兼慶	兼慶	元禄12 兼慶	有慶	兼尊	寛永16 1639	兼光 十如坊 円慶	慶長3 慶長年中	天正3 1575	兼誠 円慶	
46 五智院																			慶長年中		五智院	
47 光音院	通煦		敬勇			鎮通			等寛院 定剛			等寛院 亮瑩				等寛院 心任	光音院 快尊		寛永2		等寛院	
48 竜花院								観宗				豪実				豪雄 宝善院 鎮存	豪弁		慶長8		竜花院	
49 寛樹院																宝善院 鎮芸		慶長年中			宝善院	
50 慶音院	修瑛						寛慶		昶晃		志定			元栄 (志晃)			澄栄		慶長15		慶音院	
51 勝学院			寛瑛								鎮忍						[大鏡坊 定賢]		美藏坊 尊親		勝学院	
53 東円院			寛求								亮珉	孝海				憲海		東円坊 玄信	東円坊 重順	慶長17	東円院	
54 三蔵坊									明通										[天文3]		三蔵坊	
55 喜見院	隆瑛							○			通亮	延清 ○		○	○	豪寛 憲周	○	舜雄	慶長8 喜見院		道澄	
56 玉林院			寛通					敬深			敬尊		訓海			舜海	玉林坊 舜栄	玉林坊 舜亮	慶長年中 玉林院(中院)		通公	
57 仏地院								○			亮長			亮雄			慶元	長円	慶長5 仏地院		長円	
58 千葉院							玉弁		亮慧							亮慶	慶元	元照	慶長年中 千葉院		元有	
59 西蓮院											通式				菰雲院 運雄				慶長7		貞順	
61 法明院			[敬彦] [敬周]			敬長		義山											[承応2]			
75 花光坊 元地							親啓	親宰			親海		亮親			親雄		親祐 尊親	慶長8 花光坊	親存	親存	
B 玉性院							公算								栄順				慶長年中	栄源	栄源	
善孝坊																			芳有			
尊光坊 (微妙寺)			円定																	慶安4		
田上 不動寺				良秀					定亮				亮円									

表4（続き）：園城寺境内外の門跡とその末寺など

年号 西暦	安政4 1857	天保9 1838	天保5 1834	文政9 1826	文政8 1827	寛政12 1800	寛政11 1799	安永4 1775	延享3 1746	延享2 1745	享保16 1731	享保7 1722	元禄12 1699	元禄3 1690	天和2 1682	寛文8 1668	寛永16 1639	寛永1 1624	慶長6 1601	天正3 1575
円満院	寛尊							世尊院 常縁	118 祐常				道尊	113 道祐		112 道寛		110 常尊		
聖護院		121 雄仁				119 盈仁													107 道勝	106 道澄
実相院				120 義海											114 義延			111 義尊		
若王子	雄厳			盈源			誉淳				晃珍			祐弁 門了院		晃海 勝仙院			澄直 勝仙院	
住心院	雄真		盈存				實珉									有雅		親雅	澄興	尊雅
積善院								賞興					尊諱	祐清						
伽耶院																				
花台院																				
山科十禪寺																				
烏丸大善院				等空		光旒		明心				江有		江慶					親長	
東山円成寺								亮雄				千勝院 亮賢	千勝院 亮永			千勝院 玄順		[亮尊]	千勝院 鎮永	
東山仙岩院												永昌								
箕面岩本坊		観道				日俊				有伝		有諱								
武州観音院																				
聖護院内											教園坊 亮快	諱易				竜泉坊 栄元	正教坊 栄信			
六角不動院			諦忍					珍奨				託屑								
岩倉(火雲寺)									正教院 敬旭			宝塔院 敬隆			宝城坊 秀海					
三室戸寺				金蔵院 法如		金蔵院 鎮興		金蔵院 頓海				金蔵院 玄諱		金蔵院 玄栄						
大悲山慈眼院								正快	深快											
丹州		泰円 金輪寺																		
丹後天台寺	妙怒							僧雄			玄充		[玄弘]			玄心				
河州岩瀬山																				
河州光瀬寺												諱長								
播州神宮寺																				
和州高牟婁院		玄海				林道														
上州光性寺																				
讃州鷲峰寺			良淵	良湛				良山	良純		[寂乗]	良然		[観元]	観慶					
讃州金倉寺			弘順			忍順	忍興	忍興	[了識] [慈興]			了恵 了春	尊竜	良慶						
讃州久米寺									珠海											
讃州根香寺				祐栄		鎮栄						俊海								
讃州蘆林寺						敬栄 長尾寺 良叡 玉泉寺	澄海 行泉寺				竜田 信海 智教坊	住如			竜隋	竜海				
讃州														[竜臥] [宗海] [了寛]						
(その他)			義観 真応院 品温 真学院 尊有 慈門院 有順 玉泉寺													勝門 玄作 竹真房				

上光院（32）が北院から中院へ、玉林院（56）が中院から北院へとそれぞれ遷ったことの3点に過ぎない（ただし、上光院と玉林院が寺地の交換を行ったかは不明）。また、表の慶安1（1648）年と天和3（1683）年の記載も、それが院坊の網羅でないことに留意すると、どちらも元禄改記の記載の部分集合となっていて、それと整合的であることになる（ただし、慶安元年の“円光坊賢栄”は唯一の例外で、これについては後で触れる）。こうして、前章で絵図の対照から述べた院坊配置の状況はさらに70年以上も遡ることができて、法明院を除くと、南・中・北の三院の院坊数はそれぞれ19・14・16であって、つまり、この17世紀中頃以降には院坊の配置に、あるいは、少なくともその数には変化はなかったことになる。よって、寛保2年4月写の「大津町古絵図」におけるいくつかの院坊の消滅は一時的なものと解されるべきである。

次に、3期に分けたうち、元和7年以前を検討すると、それ以降には現れない院坊名がいくつか見られる点が注目される。例えば、南院の浄花坊・我浄坊・静慮坊、中院の本乗坊、北院の慶林坊・松林坊・実教坊は、慶長3年「豊臣家五奉行園城寺領地目録」のみに現れ、それ以降その名称を見ない。一方で、南院の尊徳院、中院の真蔵坊や仏蔵坊などは、この目録以降でも元和年中まではその名を確認できる。そこでこれを論拠に、元和までについては、元和7年から慶長5年までと、慶長3年の2期に分けて理解しておく。

この期間にのみ名称のみえる院坊のうち、統合のあったことが推察されるものが2件ある。南院の戒浄坊と北院の慶林坊で、その根拠は慶長3年の寺領高と元禄12年「勢多川浚掛銀覚」に記載のそれ（この数字は慶長7年検地高による）の対照による。具体的に、慶長3年の戒浄坊27.885石と玉泉院29.597石の和は57.482石で、これは元禄12年の玉泉院の寺領高に正確に等しい。また、慶長3年の慶林坊と花光坊で、その高はともに54.842石³⁰⁾であり、その和109.684石も元禄12年の花光坊のそれと一致する。以上の推察が正しいとすると、戒浄坊は元和元年まで、慶林坊は慶長3年に名称が確認できるので、それ以降に、それぞれ玉泉院と花光坊とに統合されたことになる。

円光坊について述べると、表4の賢栄と秀元は、表5でもそれぞれ慶安1（1648）年と元和1（1615）年にみえる。『園城寺文書3』『寺門法華大会勸例』³¹⁾の慶長5（1600）年6月4日記事には「経延房、後、円光坊号」とするので、円光坊はもと経延坊と称したことがわかる。実際、経延坊は、『園城寺文書7』『検地帳写所入日記』³²⁾の慶長7年10月20日の記事などに確認できる。また、「元禄五年寺社僧坊改記」では、北林院（1番地所）の慶長10年再興時の住持を経延とし、あるいは、北林院の名称は慶安元年までは見あたらないこともあり、その旧称を円光坊とした可能性が考えられる。

さて、実際に住持交代のあったことを述べる史料に、慶長15年閏2月日付け遍照光院頼慶の醍醐寺堯円あて書状がある³³⁾。その一節に「三井ノ四箇院、先年門跡ヨリ非学ノ住持ヲ改メ関東ノ学者ヲ入シム、忽ニ仏法再興ノ寺ト成レリ。叡岳ノ廿箇ノ名室モ去々年ノ御掟ニテ住持カハレリ」と書く。言うまでもなく、「三井」は園城寺、「叡岳」は比叡山延暦寺である。頼慶は永禄5（1562）年生まれの高野山学僧で、慶長13年7月から慶長15年5月までの短期間ではあるが、家康の信任厚くその宗教政策を左右する立場にあった³⁴⁾。園城寺への慶長3年12月豊臣家五大老寄進状においても、「境内

表5 史料に見る院坊と住持の変遷⁵⁷⁾：南院

明治5 1872	文化2 1805	延享2 1745	元文5 1740	元禄12 1699	元禄5 1692	天和3 1683	慶安1 1648	元和1〔7〕 1615〔1621〕	慶長18 1613	慶長5 1600.12	元禄5 1692 における記載 文書4p137 再興年 再興者	慶長3 1598 文書5p268 石
文書4p92	文書4p92	文書4p87	文書3p31	文書6p218	文書4p137	文書3p18	文書4p35	文書4p35	文書7p429	古記p22		
地所				石								
1	北林院	北林院	北林院鎮忍	北林院	45	北林院	北林院定祐	寛徳院美栄 寛徳院忍舜	慶長18 1613	慶長5 1600.12	元禄5 1692 における記載 文書4p137 再興年 再興者	慶長3 1598 文書5p268 石
2	寛祥院	寛祥院	寛祥院延鑑	寛祥院	30	寛祥院	寛祥院忍舜				慶長9 山中長俊	
3	実祥院	実祥院		実祥院	30	実祥院	実成院 実成院明昭	南泉坊尋祐 〔南泉坊祐門〕			慶長年中 真祐	南泉坊 30
4	真如院	真如院	真如院公海	真如院	30	真如院	真如院祐慶 真如院祐慶	真如坊尊祐	真如房	真如坊存祐	慶長年中 尊有	真如坊 19.895
5	金乗院	金乗院	南松院実光	金乗院	100.492	金乗院	南松院祐舜	金乗院舜雄	金乗院	金乗院宗海	慶長9 伝海	金乗院 100.492
6	三尾社	三尾講 三尾社		三尾講 三尾	1.375 63.519	三尾明神社 三尾預坊						三尾講 三尾預坊 40.519
7	玉泉院	玉泉院	玉泉院珍定	玉泉院	57.482	玉泉院	玉泉院亮栄	玉泉院尊栄			慶長年中 衍静	玉泉院 29.597
8	円宗院	円宗院	円宗院忍玉	円宗院	53.016	円宗院	円宗院亮実	円宗院慶祐	円宗院盛海(中院)	蔵乘坊明慶	寛永年中 蓮幸	円宗院 53.106
9	蔵乗院	蔵乗院	蔵乗院覚琳	蔵乗院	30	竜乗院	竜乗院章俊	蔵乗坊慶存	蔵乗坊	蔵乗坊親重	慶長13 慶存	蔵乗坊 19.674
10	千乗院	千乗院	千乗院観尊	千乗院	30	千乗院	千乗坊亮雄	千乗坊憲重		千乗坊親重	慶長年中 親重	千乗坊 21.17
11	法泉院	法泉院	法泉院	法泉院	105	法泉院	理寛院亮海	法泉院亮忠	法泉院	法泉院真祐	[貞和2] 元和年中 憲実	法泉院 105
12	称讃院	称讃院	称讃院亮契	称讃院	29.39	称讃院	正三院忠実	称讃院憲実	法泉院		元和年中 憲実	称讃院 29.39
13	宝寿院	宝寿院	宝寿院定玉	宝寿院	33.6	最樂坊	最樂坊玉雄	西薬坊良玉 〔西薬坊玉存〕	宝寿坊	宝寿坊良玉	慶長年中 良玉	宝寿坊 20
14	勧学院	勧学院		勧学院	100	勧学院	勧学院草海	勧学院暁算	勧学院	勧学院暁算	慶長5 道澄	勧学院 117
15	万徳院	万徳院	常林院実忍	万徳院	30	万徳院	万徳院秀範	万徳院永範	満徳院	大樹坊永範	慶長9 永範	大樹坊 20.69
16	常林院	常林院		常林院	35.9	常林院	常林院尊政	常林坊真玖	常林坊		寛永年中 真玖	常林坊 35.93
17	本寿院	本寿院	本寿院舜延	本寿院	30	本寿院	本寿院弁栄	松寿院舜雄 松寿院重海 本寿院弁栄	松養坊定門 松寿院通公	松養坊定信	慶長年中 浄眼	松養坊 19.29
18	竜泉院	竜泉院	竜泉院実堂	竜泉院	30	竜泉院	大泉坊亮珍	大泉坊舜興	大泉坊	十乗坊衍順	慶長年中 舜興	十乗坊 30
19	勧持院	勧持院	聖林院宣亮	聖林院	30	聖林院	聖林院実宣	蔵教坊久尊 〔蔵教坊尊秀〕	蔵教房	明門坊久尊 蔵教坊臻海	慶長年中 尊忠	蔵教坊 20
20	妙蔵院	妙蔵院	妙蔵院珀雄	多宝坊	30	多宝坊	多宝坊正算	{多宝坊正算}	多宝坊	多宝坊正玄	慶長年中 正玄	多宝坊 20.28
21	浴室			浴室								
22	中三尾社			御旅所社								
23	十八明神社			十八明神社	7.989							十八明神 7.989
24	正法寺	正法寺預坊		正法寺觀音堂								
25	新宮社			新宮社								
63	両願寺	両願寺		両願寺								
77	南院惣門											
							円光坊賢栄	円光坊秀元 戒浄坊有範 {尊徳院賢栄}	円光坊			戒浄坊 27.885
									戒浄坊			尊徳院 30
										千手坊亮然 禪延坊存真		浄化坊 46.899
												我浄坊 38
												静慮坊 32

表5（続き）：中院

明治5 1872	文化2 1805	延享2 1745	元文5 1740	元禄12 1699	元禄5 1692	天和3 1683	慶安1 1648	元和1 {7} 1615 {1621}	慶長18 1613	慶長5 1600.12	元禄5 1692 における記載 文書4p137	慶長3 1598
文書4p92	文書4p92	文書4p87	文書3p31	文書6p218	文書4p137	文書3p18	文書4p35	文書4p35	文書7p429	古記p22	再興年	文書5p268
地所				石							再興者	石
26	日光院	日光院		日光院	日光院	靈鷲院尊栄		日光院亮憲	日光院	日光院亮憲 弁公憲祐	慶長年中 亮憲	日光院
27	善法院	善法院	法光院暹亮	善法院	善法院	善法院院慶舜		善法院院盛舜	善法院	善法院院舜承	寛永18 盛舜	善法院
28	三光院	三光院	三光院篤定	三光院	三光院	三光院澄慶	三光院慶元 三光院澄慶 三光院真栄	三光院暹恕		三光院暹通	慶長6 暹通	三光院
29	自性院	自性院	自性院永尊	自性院	自性院	自性院実祐	自性院実延 自性院真竜				元和年中 実延	
30	東南院	東南院	東南院寛雄	慈定院	慈定院	慈定院有寛	慈定院真曉	慈定院善祐	慈定院	慈定院弘雄	慶長年中 善祐	慈定院
31	本行院	本行院	本行院敬恩	本行院	本行院	本行院慶祐	本行院暹由 本行院舜慶 本行院慶祐	尊教坊慶伝	尊教坊	尊教坊乗祐	慶長年中 慶伝	尊教坊
32	上光院	上光院	上光院敏雅	上光院	上光院(北院)		上光院盛雄 上光院慶舜	上光院盛存	上光院	上光坊盛光(北院)	慶長年中 盛光	上光院(北院)
33	覺勝院	覺勝院	覺勝院寛雄	覺勝院	覺勝院	善見坊光憲	善見坊惠周 善見坊光憲	[善見坊憲幸]	善見坊		慶長年中 憲幸	実相坊
34	戒定院	戒定院	智僧院	智僧院	智増院	智増院尊有	智増院有恵 智増院尊有	上林坊暹契	上林坊		元和2 暹契	上林坊
35	延慶院	妙智院	妙智院	妙智院	賢乗院	賢乗院	一乗坊吞空 善光院連盛 善光院章純 善光院	一乗坊暹意	本覚坊	本覚坊舜教	慶長年中 暹存	本覚坊
36	法音院	法音院	法音院真舜	一乗坊	一乗坊				一乗坊	一条坊暹純	慶長年中 暹意	一乗坊
37	大仙院	大仙院	大仙院亮順	大仙院	大仙院	善光院寛海	善光院章純 善光院 大仙院亮珍	(禪光院豪舜)	禪光院		慶長年中 盛舜	禪光坊
38	玉蔵院	玉蔵院	玉蔵院定澄	玉蔵院	玉蔵院	玉蔵院珍契	玉蔵院憲澄	玉蔵坊暹雄	玉蔵坊	玉蔵坊暹雄	慶長年中 暹雄	玉蔵坊
39	唐院	唐院預坊		唐院	智証大師堂 唐院預坊							大師預坊
40	金堂	金堂		金堂	金堂							金堂
41	鐘樓	鐘樓	鐘樓	鐘樓	今之鐘樓							鐘樓
42	光浄院	光浄院	光浄院	光浄院	光浄院		光浄院暹舜	光浄院暹賀	光浄院	光浄院暹賀	慶長6 暹慶	光浄院
43	食堂	食堂	食堂	食堂	食堂							食堂預
44	護法	護法	護法社預坊	護法	護法							
64	元護法社											財林坊(北院)
65	仁王門				二王門							
								真蔵坊親順	真蔵坊	真蔵坊親順		真蔵坊(北院)
								仏蔵坊暹祐	仏蔵坊	仏蔵坊		仏蔵坊
												本乗坊
												33

表5 (続き) : 北院

明治5 1872 文書4p92 地所	文化2 1805 文書4p92	延享2 1745 文書4p87	元文5 1740 文書3p31	元禄12 1699 文書6p218 石	元禄5 1692 文書4p137	天和3 1683 文書3p18	慶安1 1648 文書4p35	元和11 [7] 1615 (1621) <寛永4 1627> 文書4p35	慶長18 1613 文書7p429	慶長5 1600.12 古記p22	元禄5 1692 における記載 文書4p137 再興年	慶長3 1598 文書5p268 石
45 覚林坊	覚林坊	覚林坊	覚林坊行通	覚林坊	覚林坊	覚林坊兼尊 覚林坊兼慶	覚林坊兼尊 覚林坊兼慶	覚林坊兼光 十如坊円慶	覚林坊	覚林坊兼城	慶長3 兼誠	覚林坊 41.407
46 五智院	五智院	五智院	五智院公存	五智院	五智院	五智院有慶	五智院有慶	十如坊円慶	十如房	円慶	慶長年中 円慶	十如坊 33.65
47 光音院	光音院	等覚院	等覚院定剛	等覚院	等覚院	等覚院有覚	等覚院 光音院尋祐	[光音院頼尊]			寛永2 快尊	光音院 29.007
48 竜花院	竜華院	竜華院	竜花院専実	竜花院	竜華院	竜花院豪雄	竜花院豪弁 竜花院豪雄	竜花院宣運 (竜花院豪書)	竜花院		慶長8 宣運	竜花院 46
49 覚樹院	覚樹院	覚樹院		宝善院	宝善院	宝善院鎮存	宝善院鎮存	境智坊鎮芸	境智坊		慶長年中 鎮芸	境知坊 20.77
50 慶音院	慶音院	慶音院	慶音院起見	慶音院	慶音院	慶音院玄栄	慶音院澄栄				慶長15 鎮芸	
51 勝学院	勝学院	勝学院	勝学院寛光	勝学院	勝学院		勝学院定祐	勝学院秀尊	勝学院		承応1 定賢	実蔵坊 20
52 安楽堂					安楽行堂							
53 東円院	東円院	東円院	東円院亮寛	東円院	東円院	東円院広海	東円院憲海	東円坊豪忠 <東円坊玄信>	東円坊	東円坊重順	慶長17 重順	東円坊 20.614
54 三蔵坊	三蔵坊	三蔵坊	三蔵院明通	三蔵坊	三蔵坊	三蔵坊亮寛	三蔵坊豪寛	三蔵坊円親 (三蔵坊亮親)	三蔵坊	三蔵坊円親	[天文3]	三蔵坊 20.24
55 喜見院	喜見院	喜見院	喜見院諄映	喜見院	喜見院			喜見坊実運 <喜見院実雄>	喜見坊	喜見坊舜雄 宮内卿舜賀	慶長8 道澄	喜見坊 42
56 玉林院	玉林院	玉林院	玉林院敬尊	玉林院	玉林院(中院)	玉林院舜海	玉林坊舜海	玉林坊舜亮	玉林房	玉林坊通祐(中院)	慶長年中 暹公 慶長5 長円	玉林坊(中院) 仏地院 19.757 160.794
57 仏地院		仏地院		仏地院	仏地院							
58 千葉院	千葉院	千葉院	千葉院亮豊	千葉院	千葉院	千葉院慶栄	千葉院亮慶 千葉院亮雄	千如院元昭			慶長年中 元有	
59 西蓮院	西蓮院	西蓮院		堯蓮院	堯雲院	堯雲院通雄	堯雲院通承 堯雲院通空	堯雲院円盛		堯雲院順久	慶長7 貞順	堯雲院 31.603
60 新羅社	新羅社	新羅社預坊 円行坊		新羅	新羅大明神社 新羅預坊							新羅預坊 19.591
61 法明院		法明院			法明院(南院、 多宝坊隠居所)						承応2 正算	
62 住吉社					住吉社							
75 花光坊元地	華光坊	華光坊	花光坊親海	花光坊	花光坊		花光坊親雄	花光坊親祐	花光坊	花光坊親存	慶長8 親存	花光坊 54.842
78 北院惣門												
B	玉性院	玉性院		玉性院	玉性院	玉性院栄順 玉性院栄舜	玉性院定賢 玉性院栄順				慶長年中 栄源	
										成就坊祐慶		
												慶林坊 54.842
												松林坊 22.34
												実教坊 34.5

「ニ武士奉公人不可有居住」の表現がすでに見られるが、慶長14年5月に下された家康判物（秀忠判物も同文）では、「或不勤学道之僧、或形儀不律之侶可除在寺、并境内可被禁止武士郎従以下之居住」と、より厳格に、僧であっても不勤学道・形儀不律であれば寺外への排除を規律している³⁵⁾。延暦寺には、すでにその前年8月8日に、上述の頼慶の書状の「御掟」に相当するとみられる7カ条の法度が発給されていて、そのうち冒頭2条が上記と等価の内容であった³⁶⁾。つまり、こうした文面は形式的な言辞ではなく、実際の執行の意図を持って発せられていたことになる。その背後には、上述の書状の書き振りにも現れているように、こうした規律を通しての寺院統制を志向していた頼慶の存在が感じられる。逆に、これが反発を招く結果となったのか、彼は慶長15年5月に失脚すると、同年10月に没した。

いまひとつの例として、本覚坊（35番地所）が著名な方広寺梵鐘銘文事件の以前に廃絶であった件を述べる。同寺梵鐘は慶長19（1614）年4月鑄造で、その銘文が家康の勘気に触れたとするのが7月21日、その年の11月には大阪冬の陣となった。銘文を家康に侍講したとする林羅山の金地院崇伝あて11月7日付け書状³⁷⁾には「彼調伏の義、訴人本覚坊と申者、乱行悪僧故、先年三井寺追放せられ候間、扱如此申歟之由。昨晚、於御前其沙汰候事。照門主御手前かかり候て、よき様に先なり申候」との一節がある。本覚坊が、上述の頼慶書状の「四箇院」に含まれていたかは不明であるが、すで「先年三井寺追放」となっていたらしい。この際、方広寺を管領していたのは「照門主」、つまり、園城寺長吏でもあった聖護院門跡の照高院興意であり、園城寺僧7人とともに家康を調伏（呪詛）しているというのが、この本覚坊某の訴えであった。これに対し、『駿府記』の翌8日条³⁸⁾では、

「三井寺僧・法泉院・光浄院、依召出御前、以金地院仰曰、本覚坊申所、照高院御門跡関東調伏儀、令問給。三井寺僧衆言上云、件之本覚坊不義僧、寺僧追放、近比大徳寺辺徘徊、悪照高院并三井寺僧而、如此虚説申上由言上。聖護院・実相院・円満院三門跡之所、自太閤秀吉公、聖護院一人支配。近年、照高院與三井寺僧不和之間、調伏合体不可有之旨申上。仰曰、件本覚坊可召出之旨被仰、云々」

と、崇伝の糾問に、園城寺側は聖護院と寺僧の近年の不和を理由に調伏の疑いを否定した。この弁疏は容れられるところとなり、本覚坊は11日には入牢となった³⁹⁾。

5. 寺領石高の変遷

最後に、近世園城寺領の石高を検討する。前章で示したように時に名称の変更を経つつも近世末まで院坊の数を保ち得たのは、それぞれに表5に石高として示した通りの院坊領という経済的保証があったことも大きかったであろう⁴⁰⁾。その変遷については、院坊領が実際に置かれていた園城寺領の村々の石高を検討することにより明らかとなる。

表6に、表2の下段に与える史料により、寺領の村別石高を一覧にして示す。まず、このうち慶長3年は、表2の中段2行目の「豊臣家五奉行園城寺領地目録」によるもので、關所の解除にあたって園城寺に付された寺領4327.88石⁴¹⁾の明細を与えている。この数字は、滋賀郡や高島郡などを対象に実施された、關所中となる文禄5（1596）年の検地によるものである⁴²⁾。ちなみ

	高付帳	浚掛銀覚	検地帳	郷帳	領地目録
年号 西暦	明治元年 1868	元禄12年 1699	慶長7年 1602	慶安4年 1651	慶長3年 1598
見世村	263.421	[対象外]	263.421	202.43	202.43
	うち顕証寺 19.517				
南滋賀村	912.17	912.17	912.17	890	890
	うち円満院 215			215.54 円満院	
錦織村	1032.6	1032.6	1032.6	966.75	966.75
山上村	951.388	951.388	951.388	822.63	822.63
五別所村	795.277	795.277	795.277	754.88	754.88
	うち荘厳寺 134.05				
	うち顕証寺 25.433				
藤尾村	665.137	[対象外]	665.137	542.75	542.75
	うち聖護院 120				
大津町	(諸役免許)			830 (御免許)	
音羽					17.2
関寺町	(9.055)			296.434	
関寺町屋敷				108.85(御免許)	108.85
大谷町	(14.319)			8.247	
大谷町屋敷				10.13(御免許)	10.13
迫分町	(2.895)				
迫分町屋敷				12.25(御免許)	12.25
園城寺領 総計	4619.993		4619.993	4699.661	4327.88
うち荘厳寺	134.05	134.05			134.05
うち顕証寺	44.95	(25.433)			44.95
うち円満院	215	215.54		215.54	215.54
うち聖護院	120				

表6 近世園城寺領の村別石高図（左から順に、「近江国高附帳・上（滋賀郡・栗太郡・野洲郡・高島郡）」、「勢多川浚掛銀覚」、「寺領村検地帳写」、「慶安四年近江国知行高辻郷帳」、「豊臣家五奉行園城寺領地目録」である。明治元年の括弧内の数字、および慶安4年の“御免許”とする数字は、園城寺領には含まない。）

に、近世の園城寺領が見世・南滋賀・錦織・山上・五別所・藤尾の6村と定まったのはこの關所の解除時であった。

それ以降では近江国の一国検地は、慶長7（1602）年と延宝7（1679）年に行われている⁴³⁾が、園城寺領においては、このうちの延宝検地は実施されなかった。また、その後の個別の石高改めの対象となることもないまま、徳川政権下では一度きりの慶長7年の検地高が幕末まで用いられることとなった。実際、表6で、明治初年の石高は慶長検地時のそれと一致している。さらに、院坊別の石高も、表5にも見るように、文禄検地の数字が慶長7年のそれとして流用される例すら、かなりの割合で散見される。つまり、園城寺領内の一定の部分では、秀吉存命中となる文禄の検地高が一度も改められることなくそのまま幕末まで至ったことになる。

このように寺領村での検地は文禄5年と慶長7年のみであったが、その石高を示す表6にはいくつか説明を要する点が認められる。ひとつは、慶安4（1651）年「近江国知行高辻郷帳」⁴⁴⁾の数字が、慶長7年ではなく文禄5年検地のものとなることである。これと符合するかのように、将軍朱印状において慶長新石高の数値4619.9石余が記されるのは、4代家綱まで下り、その寛文5（1665）年のものを初見とする⁴⁵⁾。つまり、慶長検地後も文禄古検高のまま推移し、移行したのはようやく17世紀中頃であったようである。ここには示していないが、正保郷帳⁴⁶⁾の数字が文禄検地のものであり、元禄郷帳⁴⁷⁾の数字が慶長検地のものとなることも、このこと整合する。このように、検地にしばらく遅

れ新検高が採用された例に、同じ滋賀郡内で、延宝検地が実施された後も元禄2年まで慶長古検高のまま移行しなかったことが確認できる⁴⁸⁾。

いまひとつは、大津町に属する関寺町・大谷町・追分町と音羽の石高についてである。表6で、慶長3年目録におけるこれらの和は148.43石にもなるが、続く慶安郷帳においては、音羽が消え、この大津町内の3町屋敷地は「御免許」と記される。御免許とは、慶長7年に大津町が免租地となったことによる。つまり、この慶安時点で石高はいまだ文禄検地の数値であって慶長7年検地のそれには改められていない一方、同年の免租の措置に限っては反映されていたことになる。ちなみに、慶安郷帳でこの御免許とされた部分には通常必ず付記される領主名が見あたらないが、表6に見る通り、その石高自体は文禄検地の園城寺領のそれとまったく等しいから、当該石高は（おそらく音羽も含め）慶長3年の寺領に含まれそのうち慶長7年に免租にされた地所に相当するものと推断される。なお、明治元年高付帳で関寺・大谷・追分町の括弧で囲った石高は、すでに同じ数字が元禄郷帳にも現れていて「御料所」と付記されることから、寺領とは別であろう。

さらに、この慶安郷帳に限り、大津町内でも免租とならなかった石高、つまり、関寺町 296.434 石と大谷町 8.247 石が記載され、どちらも「三井寺領」とする。どういうわけかこれに対応するものは、慶長3年の領地目録にも、元禄・天保郷帳⁴⁹⁾や明治元年高付帳にもみえない。この事情を知る手がかりが、園城寺学頭代の正徳2（1712）年の「口上覚」⁵⁰⁾に見い出せる。それによると、「三井寺領御朱印高之内、貳百七拾八石四斗三升落地御座候。依之去年五月、御朱印御改ニ付、参府仕候砌、御朱印御改御奉行所、寺社御奉行方江、以書付御願申上候」として、朱印石高には 278.43 石の“落地”、つまり検地漏れのあることを述べていて、その前年5月にはそのことを書面で申告していたとする。この数字は厳密には上記のそれとは一致しない（関寺町の高より 18.004 石小さい）が、元禄郷帳など幕府側の文書における石高の欠落がこの落地によるものとみなして差し支えないであろう。

この落地の放置された事由については、上記の前年5月の書面提出の際の「口上覚」⁵¹⁾に言及がある。それによると、

「一、先御代々落地之御訴訟延引仕候訳者、台徳院様（2代秀忠）・大猷院（3代家光）

御二代之内者、三井寺之御朱印、照高院御門主江被仰請度思召、御願等御座候ニ付、
三井寺江頂戴之儀指支候故、御朱印頂戴之御願計一途ニ申上、落地之御訴訟延引ニ
罷成候御事

一、巖有院様（4代家綱）御代者、御二代御朱印頂戴不仕候儀、一山難義奉存候故、
弥御朱印頂戴之御訴訟を肝要ニ仕、落地之御願疎略仕候御事

一、常憲院様（5代綱吉）御代、御朱印之御願申上、次而落地之御訴訟可申上奉存候内、
御朱印追而可被下候間、先致婦寺候様ニと被仰出候ニ付、早速罷登申候、御朱印者
於上方頂戴仕候、右之訳故、先御代々落地之御訴訟延引仕候」

とする。学頭代によるこの口上覚を信じるならば、秀忠より朱印下付の慶長14（1609）年にはすでに落地のあることは認識していたが、その後もそれぞれの事由により申請が延引となったとする。結局、

幕末に至るまで、將軍代替わりでの朱印状の文面は改められておらず、この落地高の編入はなされていない。

最後に、南滋賀村と藤尾村の石高の数字に不審の点のあることを述べる。南滋賀村については、ともに文禄検地にもとづく慶長3年目録と慶安郷帳とにおいて、円満院領 215.54 石の扱いに相違がある。つまり、慶長3年目録では南志賀村高 890 石で円満院領はその内数となるが、慶安郷帳では円満院領が園城寺領 890 石と別に記され、村高がその合算の 1105.54 石となる。藤尾村については、ともに慶長7年検地にもとづく明治高付と元禄郷帳（表6には示さない）とにおいても、藤尾村の聖護院領 120 石の扱いに相違がある。つまり、明治高付では藤尾村高 665.137 石で聖護院領はその内数となるが、元禄郷帳ではこれに聖護院領高を加えた 785.137 石が藤尾村高となっている（天保郷帳も同じ村高）。どちらの場合も、検地帳高が正しいとするなら、南滋賀村では慶安郷帳と正保郷帳が、藤尾村では元禄郷帳と天保郷帳が間違っていることになる。

以上をまとめておく。園城寺領における村高は、豊臣政権下の文禄5（1596）年と徳川政権下の慶長7（1602）年の検地によるもので、近江国内で広く行われた延宝7（1679）年の新検などは園城寺領では実施されていない。残された史料の村高の記載には一部に不審の点があったり落地の存在も認められるものの、闕所解除時の文禄検地による数値は、おそらく元禄頃には慶長検地の数値へ移行し、そのまま幕末まで用いられた。

院坊領高については表5に示したが、それらはすべてこれら寺領村に付されている⁵²⁾のであるから、院坊領高の扱いもここで述べた寺領の村高に準じていることになる。さらに表5において着目すべきは、文禄検地による慶長3年の院坊領高が、そのまま慶長検地による元禄12年のそれに移行している場合すら散見されることである（金乗院・円宗院など）。このことは、新検が寺領村では実施されなかったことともあわせ、時の政権が、園城寺領においてはその土地の生産力の把握を志向していたというより、闕所解除となった慶長3年以降のそれぞれの院坊などによるいわば領主的土地所有を幕末に至るまで追認していたことを示唆している。

6. おわりに

明治の社寺上知令は、境内地を大きく失わせしめたのみならず、それ以前の寺観を変貌させるなど境内景観にも少なからず影響を及ぼすことがあった。ここで行ったことは、近世全期にわたる境内変遷の姿を、上知令に伴って作製された境内取調書や絵図、あるいは多様な近世文書などを援用し、辿る試みの一例である。その結果をまとめると以下の通り。1) 園城寺においては、明治初期の行政文書に残された記載内容をもとに、具体的には、上知令に際して作製されたそれぞれの院坊の境内絵図に記された間尺記述をもとに、現在の基盤地図情報を援用することで、近世最末期における境内の院坊配置を精度高く再現した。2) これを出発点とし、園城寺経営の主体である三院の院坊を主な対象とし、その所在と配置に着目して、近世期の限られた絵図に加え多様な性格を持つ文字史料もあわせ参照することで、近世初頭にまで遡りその変遷を辿った。寺内の院坊は、遅くとも17世紀中頃まで

にはその数49院と定まり、少なからず改称はみられるものの、享保年中創設の法明院を唯一の例外として、そのまま幕末に至ったようである。3) 他方、政治的安定がまだ整わない元和の頃までは、院坊に相応の廃絶や統合のあったことがうかがわれ、半ば政治的事由によるような具体事例を指摘した。4) 園城寺領の近世期の石高の記載には若干の不整合が指摘できるが、寺領の村々では文禄5年と慶長7年の以降は検地は行われておらず、寺領村の石高と同様、院坊領でも近世初頭の数字が幕末まで用いられていた。

こうした院坊ではおのずから継承の問題が生じるが、寺中法度などの文書にも関連する条文が確認できる。古くは寛永19(1642)年「道見御門跡寺中御法度書写」⁵³⁾に、「一、従先々如定、寺僧老若顕密之修学不可油断、若顕密共ニ不器量之人者、可然弟子為養育、其身可被隱居事」、「一、寺中坊領数年費何之興隆も無之在任之輩有之者、其知行押為役者中惣之蔵へ納取、可有其坊之修造事」、「一、雖為何之坊跡、於後住無学僧不可叶在住事」とする。それが継承され存続することが可能であったのは、こうして修学の格式を重んじたこともあろうが、そのそれぞれに院坊領(表5)という経済的保障が付されていたことも大きかったであろう。寺領村における領主的土地所有が認められ続けていたであろうことが、近世にわたり院坊がほぼ数を変えず存続する経済的背景をなしたことが示唆される。他方、法明院の一例を除き、その数が2世紀にもわたりこうして固定されてきたことは、逆に、江戸期の統治のあり方が内発的な発展や達成を抑制するような性格であったことの寺内行政への一反映と見ることもできる。

ここでの境内景観の変遷の検討は近世全期に及んだが、主に院坊という断面からによるものとなった。冒頭にも述べた通り、近世に至っても園城寺境内は近江山城国境にまでまたがる林地を含む広大なものであった。史料にも、例えば「山廻」の役が行われたことが知られ⁵⁴⁾、こうした土地の営繕を実地に担ってきたと考えられる。『園城寺文書5』嘉永3(1850)年4月「別所村権四郎、院内分山につき神文事」⁵⁵⁾には、異筆により「明治五年十月上旬、県庁より山林不殘御見分上、上知ト相成り、一体持山ナキコトニナリ候ニ付、同年十一月廿四日権四郎事山廻り之号廢止」との付記がある。嘉永3年早夏より22年半の長きにわたった権四郎の山廻の勤めも明治5年末⁵⁶⁾には免職となり、それとともに、園城寺の貞観以来と想定されるその四至内の一千年にわたる山林支配も終りを告げることとなった。近代以前における境内の林地景観と園城寺行政との関わりなどの検討については、別稿を期すこととしたい。

謝辞 園城寺長史福家俊彦氏には貴重な史料の複写をご提供いただきました。滋賀県公文書館には史料の閲覧複写にお世話になりました。あわせて感謝申し上げます。滋賀県公文書館・滋賀県立図書館・大津市歴史博物館・国立公文書館・東京大学史料編纂所・国際日本文化研究センターのウェブサイトで閲覧に供されている史料を利用した。図版の作製には、国土地理院の基盤地図情報と空中写真を利用した。

注

- 1) 例えば、佐野（2008, 序章; 2017, 序章）、岡本（2014）、橋本（2015, 序章）、およびその引用文献。こうした歴史的視野から思想を見出そうとする試みの一例に、菅（2006）がある。
- 2) 例えば、鳴海・小林（2006）、小林（2017a）、峰尾（2020）、およびその引用文献。
- 3) 『寺門伝記補録 第七』が引く「大友家記」には、「園城寺／建立近江国滋賀郡三間四間檜皮葺金堂一字／右当寺者、天武天皇十五年歳次丙戌、大友与多麻呂為父大相国所建立道場也」とする。実際に、園城寺境内において白鳳期から平安末期までの古瓦が出土しており、園城寺前身寺院が大津宮時代の宮域に属する古代寺院のひとつとして（他に、穴太廃寺・崇福寺・南滋賀廃寺）成立していたことを裏付ける（林 2001, pp. 114-170）。
- 4) 『園城寺伝記 第六』には、貞観 10 年 3 月 17 日「三井寺、請國郡判捨本四至可近約堺四至事」として、「東限、海棹立。南限、南下路金塚南邊下路。西限、界堺峯。北限、新羅明神現在谷山越道并下陌。右、寺家所領地之四至、元是建立檀越大友與多之先祖、大友太政大臣執行天下之時、此處為彼家地堺、其四至甚廣博也」とある。図 1 には北限の現在谷と南限の金塚町（近世）の位置も示す。中川（2019a）の図 2 も参照。
- 5) オールドオオツの歴史事象やその地理的要因については、中川（2019a）参照。城下時代に形成された街組みは近年までよく遺存していて、とりわけ高度成長期以前の空中写真からそれをうかがうことができる（中川 2019b; 2019c）。
- 6) 『新修大津市史 3』第 2 章第 4 節・第 3 章第 3 節も参照。
- 7) 慶長 3 年極月 26 日「豊臣家五奉行園城寺領地目録」『園城寺文書 第 5 巻』pp.26-27。南院の 22 のうちに「三尾預坊」は含まない。
- 8) 元禄 5 年 9 月「元禄五年寺社僧坊改記」『園城寺文書 第 4 巻』pp.137-150。南院の 20 には「三尾預坊」を含む。したがって、これを除けば、南院は 19 である。
- 9) 「大津町古絵図」は、大津市歴史博物館ウェブサイト（大津の歴史データベース）で閲覧可能。
- 10) 通常、「院と坊」、あるいは「塔頭」と呼称されることも多いが、本稿では「院坊」としておく。
- 11) 京都府における社寺上知とそれに関する地図史料については、渡辺（2003）、渡邊ら（2006）、小林（2010）を参照。
- 12) 滋賀県公文書館、請求番号：明－す－445、「明治 5 年社寺境内外取調書類 滋賀郡の 12」No. 64-146
- 13) 大津町の町ごとに製作された「地券取調惣絵図」の一部は、滋賀県立図書館ウェブサイト（近江デジタル歴史街道）で閲覧可能。
- 14) 「滋賀郡大津町全図」は、大津市歴史博物館ウェブサイト（大津の歴史データベース）で閲覧可能。
- 15) 日光院の書院は、1892 年に売却され東京都品川区個人宅に移築された。さらに、1928 年には護国寺（東京都文京区）に寄進され月光殿（重要文化財）として現存する。その障壁画は屏風などに改装されており、別途、原美術館 ARC（アルカンシエール美術財団）が所蔵する。明治 25 年 7 月 23 日「滋賀郡大津町大字別所天台宗寺門派園城寺園城寺境内日光院建物取置并古材売却願」滋賀県公文書館（請求番号：明－す－78-2、編次：3）
- 16) 歩兵第九連隊の弾薬庫は、中川（2021）の図 1 における区画 4 となる。陸軍が弾薬庫用地として取得した明治 9 年時点では、すでに上知により同地は「一等官山」に組み入れられ内務省管轄であった。明治 9 年 5 月 18 日 陸軍卿伺書、「公文録」明治九年・第三十二巻・明治九年五月－六月・陸軍省伺（国立公文書館デジタルアーカイブ、行政文書、請求番号：公 01755100、件番号：022）
- 17) 宝暦 5 年「園城寺図」の添書には「予、昔京住の時、此の三井寺辺を巡視し、今これを顧みて著す」とあり、宝暦 7 年「三井寺地図」のそれには「此の指図は渡辺氏より恩借を写す」とある。森幸安が多数の絵図を模写により作製していたこととこの渡辺氏については、上杉（2007）を参照。
- 18) 参考資料に示した「園城寺中元北院境内地所」（滋賀県公文書館蔵）。
- 19) 法明院については、福家（2018, pp. 130-131）を参照。
- 20) 護法社の寺内での遷地については、福家（2018, pp. 65-68; 2019, pp.105-110）を参照。
- 21) 「大津町古絵図」は、『新修大津市史 8』p. 469 によれば、紙背に「寛保二年壬戌卯月之を写す」と記されているので、その成立した寛保 2（1742）年は絵図年代と異なる。森谷（1972）も参照。表 5 において 1699 年と 1740 年以降で院坊名称が異なるもののうち、20 番地所「多宝院」は 1699 年の、36 番「報恩院」と 49 番「覚樹院」は 1740 年以降の名称で記されることから、絵図の製作はこの間となる。さらに、20 番地所が「多宝院」であることより、表 4 で 1731 年には妙巖院とされるのでこれ以前、また、34 番地所は空坊であるが、同所の智増院は 1726 年に隠居申し渡しとされていることからこれ以降となる（注 24 も参照）。つまり、「大津町古絵図」の絵図年代は、享保 11（1726）年から 16（1731）年の間と想定される。なお、享保の改革にともなう上方行政の組織改革が享保 7 年に断行されて、この際、大津代官は廃され京都奉行所の直轄となっていた。

- 22) 元禄5(1699)年の京都奉行所による寺社改めの性格については、松本(2017)を参照。
- 23) 『大津市志』pp. 1631-1643
- 24) 上林坊が智増院と改称したことは、『園城寺文書 7』p. 405 の「暹契」の記事に「上林坊, 改智増院」とすることから確認できる。知増院が戒定院と改称したことは、『園城寺文書 3』p. 23「智増院権少僧都尊宥」の付記に「後改戒定院」とすることから確認できる。『園城寺文書 4』p. 67「政所, 智増院儀ニ付申渡覚」によると、智増院亮命は、享保 11(1726)年 9 月に政所より隠居を申し渡されている。
- 25) 『園城寺文書 5』pp. 60-63, 表紙に「寺例／三井寺 雲橋寛長」とする。年月日未詳であるが、条文中に長吏に関する経緯が記され享保の年号がみえるのでそれ以降となる。院坊の相続等については、「一、寺中住侶兄弟子相続之儀、其外長吏之及御沙汰候儀者、一山之学頭代江之名当ニ而書付指出之、一山無別条ニ而、一山より時之長吏職江申上、許容有之候。尤於一山無別条哉否御尋被成候而、一山無別条旨申上候而、諸事被仰渡候儀、前々より之格式候事」と書くので、その決定権は三院の寺衆にあったようである。注 53 も参照。
- 26) 看松坊は南院に属し、『園城寺文書 2』「南院三尾社修理田本帳」pp. 332-352 の永禄 10(1567)年から天正 8(1580)年の記事などのうちにみえる。
- 27) 善学坊は、「園城寺古記」の天正 11(1583)年 9 月 19 日新羅社法会出仕日記の記事などにみえる。三院のうちいずれに属するかは不明。
- 28) 円光坊は、『園城寺文書 3』「寺門法華大会勘例」pp. 60-78 の慶長 5 年や慶長 19 年の記事、『園城寺文書 7』「検地帳写所日記」慶長 7 年 10 月 20 日 pp. 428-429 の記事などにみえる。
- 29) 慶長 7 年に園城寺領の村々で検地のあったこととその際の村高は、『園城寺文書 6』pp. 58-59「南滋賀村田畑高并小物成類書上帳」、pp. 84-85「錦織村田畑高并小物成類書上帳」、pp. 105-106「山上村田畑高并小物成類書上帳」、pp. 139-140「五別所村田畑高并小物成類書上帳」から確認できる。また、以上でない見世村と藤尾村も含めて、これらと同等の記載は、園城寺蔵「園城寺領惣絵図并大津町御林山図」の裏面にも書き留められている。そこには、より詳しく田畑の上中下ごとの段別と斗代の明細も記されるが、すべての村で合算が整合していない。それを反映してか、例えば、上記の南滋賀村の書上帳には、「御検地帳面反別并高割内誤違申候」との記述がある。この慶長 7 年時の検地奉行は、五別所(8 月 12 日)・山上(9 月 13 日)・藤尾村(9 月 13 日)が小出秀政、南志賀(9 月吉日)・錦織(9 月吉日)・見世村(10 月吉日)が片桐且元であった。また、注 28 の「検地帳写所日記」は、この写しを園城寺が作成したときの記録であろう。
- 30) この数字は、『園城寺文書 5』p. 269 による。「園城寺再興略記」p. 60 では、花光坊 50.882 石・慶林坊 50.842 石となっているが、翻刻誤りが疑われる。
- 31) 『園城寺文書 3』「寺門法華大会勘例」天正 12(1584)年 - 元文 4(1739)年, pp. 60-78
- 32) 『園城寺文書 7』「検地帳写所日記」慶長 7(1602)年 10 月 18 日, pp. 428-429
- 33) 辻『日本佛教史 近世篇之二』pp. 189-196 の慶長 15 年閏 2 月日付、「遍照光院頼慶書状写」(仁和寺文書)。
- 34) 今枝(2010)、およびその参考文献を参照。
- 35) 『園城寺文書 5』pp. 26-29 に翻刻, pp. 266-269 に解説あり。
- 36) 慶長 13 年 8 月 8 日「比叡山法度事」、『大日本史料』慶長 13 年 7 月 17 日条「幕府、延暦寺に寺領五千石を寄附し、尋で法規七ヶ条を定む」。
- 37) 慶長 19 年 11 月 7 日「金地院文書」、『大日本史料』慶長 19 年 11 月 6 日条「園城寺僧徒本覚坊某、照高院興意法親王、及び園城寺の僧徒等、大坂の為に、徳川氏を呪詛すと告ぐ。家康、板倉勝重、金地院崇伝をして之を糺問せしめ、尋で、本覚坊に入牢を命ず」。
- 38) 慶長 19 年 11 月 8 日条「駿府記」、同上。
- 39) 慶長 19 年 11 月 11 日条「義演准后日記」、同上。
- 40) 逆に、明治初期の上知により少なくない数の院坊が退転してしまったこともこれを裏付けている。また、明治 12 年の陸軍卿西郷従道の太政大臣三条実美あて「大津園城寺より兵営建築の竹木献納の末、右竹木数年間保守により手当金の儀に付伺」には、「献納の儀は慶応四年に在て、現品差出方は(明治)六年に至り、其間満五ヶ年余も保守致し居、伐採の節無故障相納候段は御都合とは乍申、数年間其儘差置、同寺に於て多少迷惑之次第に有之。殊に、同寺之義は即今貧困に極り、殆んど生活も難相立情態に付、先般御巡幸の砌、滋賀県令より上奏の件も有之趣に付旁、此節右献納の竹木数年間保守の手当として献納候賞与の外、特別の訳を以て金百円下渡候様致度、此段一応相伺候也」とする一節がある。明治 12 年 6 月 7 日陸軍卿伺書、「公文録」明治十二年・第百一卷・明治十二年六月 - 七月・陸軍省伺(国立公文書館デジタルアーカイブ、行政文書、請求番号: 公 02530100, 件名番号: 008)

- 41) 慶長3年の総石高4327.88石は、村別高を単純和したものより1升多い値となっている。豊臣政権下では、升到丸めた数字が使われることがあり、このような末尾の数字の不一致が時に見られる。『園城寺文書5』p.28「朱印状・検地帳他入日記之覚」には、「一、検地帳六帖 新庄駿河守 古帳」として「文禄五年古検地ト称ス」と添え書きされるので、慶長3年の数字はその2年前で闕所中となるこの古検による。新庄直頼は天正19(1591)年5月からの大津城主であったが、文禄4(1595)年9月には転じており、その後を京極高次が襲封した。
- 42) 豊臣政権下における文禄5(1596)年の検地については、『新修大津市史3』pp.163-173を参照。
- 43) 徳川政権下における近江国の一国検地は、慶長7(1602)年8月から10月と、延宝7(1679)年3月に行われた。慶長7年の近江一国検地については、藤田(1990)を参照。滋賀郡内については、慶長7年の検地は『新修大津市史3』pp.357-359と『志賀町史 第二巻』pp.241-248、延宝7年のそれは『新修大津市史3』pp.359-361と『志賀町史 第二巻』pp.256-258を参照。
- 44) 滋賀県立図書館蔵「近江国知行高辻郷帳」(慶安4年3月13日)。
- 45) 園城寺の朱印状の翻刻は『園城寺文書5』pp.26-38。近年理解が深まりつつある寺社領朱印状発給の性格については、松本(2017, 2020)や林(2012, 2016, 2018)を参照。
- 46) 『明治大学刑事博物館資料 第5集』の解説は、同書に掲載の「近江国郷帳」(年記なし)の数字を正保郷帳によるものと比定している。ただし、この翻刻には数字の誤りが多いので注意を要する。数字は、注44の慶安郷帳と同じである(記載内容は慶安郷帳の方がより詳しい)。
- 47) 滋賀県立図書館蔵「元禄十四年近江國郷帳」(元禄14年2月)。
- 48) 滋賀郡荒川村では元和4(1618)年から幕末までの年貢免状300通ほどが残っており、江戸期をほぼ網羅しての村高・毛付高・取米などの年ごとの変遷を確認できる。『志賀町史 第二巻』pp.325-328を参照。
- 49) 国立公文書館蔵「近江国郷帳」(天保5年12月)は天保郷帳の正本である。
- 50) 『園城寺文書5』「学頭代玉性院、園城寺朱印落地につき口上覚」正徳2(1712)年2月, pp.30-31
- 51) 『園城寺文書5』「公文書大蔵他、園城寺朱印落地の訴訟延引につき口上覚」正徳1(1711)年5月, p.30。さらに、この口上覚からは、朱印は家光までの3代では長吏を任じていた照高院あてであって、寺あての朱印を戴くことが悲願であったことがうかがえる。それが実現したのが寛文5(1665)年の4代家綱の朱印状であった。
- 52) 寺領村の院坊領の具体的に判明する例として、『園城寺文書5』「柳川田地出米之帳」寛永21(1644)年11月19日 pp.71-83。これには、錦織村に属する柳川沿いの耕地について納米の宛先が一筆ごとに記載されており、同所だけでも五別所の寺領などもあわせ55もの院坊領へと分割されていた詳細が確認できる。
- 53) 『園城寺文書4』「道見御門跡寺中御法度書写」寛永19(1642)年 pp.38-39。下坂(2001)は、闕所解除以降の寺務権の掌握をめぐる動向を俯瞰した上で、この法度の作成主体は、長吏である聖護院門主であるより、むしろ三院寺衆の「老僧中」であったと評価する。
- 54) 『園城寺文書5』「山廻りの役割」(樋爪修) pp.275-276には、すでに「南院惣相集会引付」応永23(1416)年分に、「藤尾山巡」の文言がみえとの指摘がある。また、山廻については、『新修大津市史3』pp.342-343にも言及がある。
- 55) 『園城寺文書5』「別所村権四郎、院内分山につき神文事」嘉永3(1850)年4月, pp.144-145。これは、権四郎が山廻の就任にあたって中院役所へ届け出た誓約書とみられる。権四郎の名は、「別所村弥兵衛、中院雑木・柴払下げ山出入りにつき奉差上候一札之事」文久3(1862)年10月 p.147にも「請人」としてもみえる。
- 56) 新暦採用により明治5年12月2日の翌日が明治6年元旦となったので、権四郎の山廻免職の11月24日はその8日前となる(11月は小の月)。
- 57) 表2に与える次の院坊一覧史料により、院坊と住持の変遷を示す：明治5(1872)年9月「堂社各院境内取調書 園城寺」、文化2(1805)年2月「園城寺坊別升改帳」、延享2(1745)年11月「天台宗園城寺派下寺院牒」、元文5(1740)年10月29日「智証大師齋忌記録」850年齋忌、元禄12(1699)年6月「勢多川浚掛銀覚」、元禄5(1692)年9月「元禄五年寺社僧坊改記」、天和3(1683)年10月29日「智証大師齋忌記録」800年齋忌、慶安1(1648)年9月20日「古来衆議引付法度連判」、元和1(1615)年7月20日・元和7(1621)年9月20日・寛永4(1627)年9月20日「古来衆議引付法度連判」、慶長18(1613)年8月3日「園城寺中満徒一味同心起請文」、慶長5(1600)年12月22日「現在蔭次」、慶長3(1598)年12月26日「豊臣家五奉行園城寺領地目録」。“文書”は『園城寺文書』(pの前の数字は巻数、後の数字はページ数)、“古記”は『園城寺古記』を表す。「勢多川浚掛銀覚」(掛銀では見世村分は含めないが、表2には含めた数値を示す)と「豊臣家五奉行園城寺領地目録」では、寺領石高も記す。「天台宗園城寺派下寺院牒」の院坊の出現は「元禄五年寺社僧坊改記」と

全く同順なので、前者の製作には後者を参照したと考えられる。院坊名はそれぞれの史料に記載の通り。なお、以下は誤植と考え訂正した：1805 年北院「勝覚院」を「勝学院」に、1699 年北院「千乗院」を「千葉院」に、1600 年中院「善徳院舜承」を「善法院舜承」に、1598 年南院「玉林坊」を「玉泉院」に、南院「円乗院」を「円宗院」に、それぞれ訂正。

引用文献

- 赤石直美・河角龍典（2016）「近代期における大津の水辺空間の変遷と観光開発」『立命館文学』645, pp. 243-254
- 今枝杏子（2010）「遍照光院頼慶奥書集成並びに年譜考」『奈良女子大学人間文化研究科年報』25, pp. 35-45
- 今西亜友美・吉田早織・今西純一・森本幸裕（2008）「江戸時代中期の賀茂御祖神社の植生景観と社家日記にみられる資源利用」『ランドスケープ研究』71（5）, pp. 519-524
- 今西亜友美・杉田そらん・今西純一・森本幸裕（2011）「江戸時代の賀茂別雷神社の植生景観と日本林制史資料にみられる資源利用」『ランドスケープ研究』74（5）, pp. 463-468
- 上杉和央（2007）「18 世紀における地図収集のネットワーク - 大坂天満宮祝部渡辺吉賢を中心に -」『地理学評論』80（13）, pp. 823-841
- 園城寺編（1999）『園城寺文書 第2巻 中世』講談社
- 園城寺編（2000）『園城寺文書 第3巻 近世（園城寺の法会）』講談社
- 園城寺編（2001）『園城寺文書 第4巻 近世（園城寺の経営）』園城寺
- 園城寺編（2000）『園城寺文書 第5巻 近世（寺領の支配）』園城寺
- 園城寺編（2002）『園城寺文書 第6巻 近世（寺領の生活）』園城寺
- 園城寺編（2004）『園城寺文書 第7巻 近世（教学・教義）』園城寺
- 園城寺編（2007）「園城寺古記」『天台寺門宗教文化資料集成 歴史編』園城寺, pp. 10-27
- 園城寺編（2007）「園城寺再興略記」『天台寺門宗教文化資料集成 歴史編』園城寺, pp. 49-85
- 大津市編（1980）『新修大津市史 3 近世前期』大津市役所
- 大津市編（1985）『新修大津市史 8 中部地域』大津市役所
- 岡本透（2014）「温故知新：自然科学研究における歴史資料の活用のすすめ」『森林立地』56（2）, pp. 81-87
- 小林章（2017a）「近代の神社境内の研究動向」『東京農業大学農学集報』61（4）, pp. 126-136
- 小林善仁（2010）「山城国葛野郡天龍寺の境内地処分と関係資料」『鷹陵史学』36, pp. 1-23
- 小林善仁（2012）「近代初頭における天龍寺境内地の景観とその変化」『佛教大学歴史学部論集』2, pp. 23-42
- 小林善仁（2013a）「北野天満宮の境内図に関する資料的検討：「北野社域図」を事例に」『人文学科論集：鹿児島大学法文学部紀要』77, pp. 19-36
- 小林善仁（2013b）「近代初頭における京都近郊の景観：鹿苑寺境内地と大北山村を事例に」『佛教大学総合研究所紀要』2013 別冊 2, pp. 165-190

- 小林善仁 (2015)「明治初年における京都「寺町」の景観とその変化 - 『社寺録』『寺地画図』を資料として -」『仏教大学総合研究所紀要』22, pp. 79-94
- 小林善仁 (2017b)「明治初期の境内地処分と旧境内地の開発：新京極を事例に」『佛教大学総合研究所共同研究成果報告論文集』3, pp. 19-35
- 相模誓雄 (2016)「近世期の天津蔵屋敷の空間構成に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』81 (728), pp. 2269-2279
- 佐野静代 (2008)『中近世の村落と水辺の環境史 - 景観・生業・資源管理 -』吉川弘文館
- 佐野静代 (2017)『中近世の生業と里湖の環境史』吉川弘文館
- 志賀町史編集委員会編 (1999)『志賀町史 第二巻』滋賀県志賀町
- 下坂守 (2001)「園城寺の「事務」権の推移 - 寺院運営をめぐる聖護院門主と三院寺衆の争い -」園城寺編『園城寺文書 第4巻 近世 (園城寺の経営)』園城寺, pp. 287-290
- 下坂守・福家俊彦 (2001)「近世の寺院運営 - 一山の拡がりとその活動 -」園城寺編 (2001)『園城寺文書 第4巻 近世 (園城寺の経営)』園城寺, pp. 272-286
- 杉江進 (2014)「近世「大津町」の誕生」『大津市歴史博物館研究紀要』20, pp. 1-20
- 菅豊 (2006)『川は誰のものか - 人と環境の民俗学 -』吉川弘文館
- 辻善之助 (1960)『日本佛教史 近世篇之二』岩波書店
- 中川晃成 (2019a)「オールドオオツの歴史的諸相と地理的因子 - 川がながれ、街はまわる -」『龍谷大学里山学研究センター 2018 年度報告書』pp. 261-290
- 中川晃成 (2019b)「県都大津：その現代化の源流を鳥瞰する」『目で見える琵琶湖水域圏 - 人と自然となりわいと -』龍谷大学里山学研究センター, pp. 24-37 (図版), 99-103 (解説)
- 中川晃成 (2019c)「近江の戦争遺跡」『目で見える琵琶湖水域圏 - 人と自然となりわいと -』龍谷大学里山学研究センター, pp. 40-49 (図版), 104-109 (解説)
- 中川晃成 (2021)「軍都大津の誕生と拡大、及びその意志構造」"Ryukoku Journal of Peace and Sustainability 2020," pp. 89-121
- 中嶋節子 (1996)「明治初期から中期にかけての京都の森林管理と景観保全：京都の都市景観と山林に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』61 (481), pp. 213-222
- 永瀬節治 (2019)「1930 年代の「遊覧都市」大津における観光資源の分布と都市計画の呼応関係 - 『観光の近江』に掲載された名所との関わりに着目して」『都市計画論文集』54 (2), pp. 114-123
- 鳴海邦匡・小林茂 (2006)「近世以降の神社林の景観変化」『歴史地理学』48 (1), pp. 1-17
- 橋本道範 (2015)『日本中世の環境と村落』思文閣出版
- 林晃弘 (2012)「慶長期における徳川家康の寺院政策 - 学問料を中心に -」『史林』95 (5), pp. 750-780
- 林晃弘 (2016)「朱印地形成と秀吉の寺社政策」『ヒストリア』257, pp. 50-74
- 林晃弘 (2018)「徳川家光代始の寺社政策と宛行状発給」『古文書研究』85, pp. 34-53

- 林博通 (2001)『大津京跡の研究』思文閣出版
- 福田淳 (2008)「社寺保管林制度の研究 (序説):旧京都営林署管内を事例として」『林業経済』61 (8), pp. 17-28
- 福家俊彦 (2018)『三井寺建築案内』三井寺
- 福家俊彦 (2019)『三井寺建築小史』三井寺
- 藤田恒春 (1990)「慶長7年近江国検地を廻って」『ヒストリア』129, pp. 157-184
- 松本和明 (2014)「近世中後期における寺社朱印改め - 播磨国の事例を中心に -」『日本歴史』790, pp. 55-72
- 松本和明 (2017)「近世中後期における大坂町奉行所寺社支配について: 元禄五年寺社改帳を手がかりに」『史学雑誌』126 (3), pp. 1-38
- 松本和明 (2020)「駿河国における朱印寺社領成立について」『人文論集』71 (1), 静岡大学人文社会科学部, pp. 1-35
- 峰尾恵人 (2020)「『寺社と森林』研究序説: 入会林野研究との比較を手掛かりとして」『入会林野研究』40, 中日本入会林野研究会, pp. 83-99
- 森谷尅久 (1972)「大津古絵図」『日本の市街古図 西日本編』鹿島研究所出版会, pp. 104-105
- 明治大学刑事博物館編 (1981)「(正保三年) 近江国郷帳」『明治大学刑事博物館資料 第5集』明治大学刑事博物館
- 山口敬太・田中倫希・川崎雅史 (2015)「近代大津の「遊覧都市」建設と都市計画 - 湖岸埋立と湖岸逍遙道路整備を中心に -」『ランドスケープ研究』10, pp. 5-13
- 山口敬太 (2017)「大正期の琵琶湖南部における「風景利用」計画と名勝仮指定による景勝地の保護と利用」『土木学会論文集 D2 (土木史)』71 (1), pp. 39-54
- 渡邊佳子 (2003)「社寺領上地と社寺境内外区別の図画 - 明治初期の社寺行政に関連して -」『総合資料館だより』136, 京都府立総合資料館, pp. 4-5
- 渡邊秀一・木村大輔・小林善仁・藤井暁 (2006)「嵯峨諸寺門前地の近代の変容に関する予備的考察」『佛教大学アジア宗教文化情報研究所研究紀要』3, pp. 1-59
- 渡邊秀一 (2007a)「東西本願寺門前町の形成過程と変容」河村能夫編著『京都の門前町と地域自立』龍谷大学社会科学研究所叢書 76, 晃洋書房, pp. 22-57
- 渡邊秀一 (2007b)「近世京都における東本願寺寺内のプランと変容」『佛教大学文学部論集』94, pp. 51-64

参考資料

- 「園城寺中元北院境内地所」滋賀県公文書館 (請求番号: 明 - す -506-1, 編次: 3)
- 「園城寺中元北院境内地所 - 陸軍省御用地之図面 -」「江州三井寺三院廻案内」滋賀県立図書館 (近江デジタル歴史街道, コンテンツ ID: 1002337, 1002338)

<<http://www.shiga-pref-library.jp/wo/da/search>> (2021 年 10 月 1 日参照)

「園城寺伝記」「寺門伝記補録』『大日本佛教全書 第 127 巻』仏書刊行会

「園城寺領惣絵図并大津町御林山図」園城寺蔵

「近江国郷帳」国立公文書館 (請求番号：176-0281, 冊次：0022)

「近江国高附帳・上 (滋賀郡・栗太郡・野洲郡・高島郡)」滋賀県公文書館 (請求番号：明 - く -53-1)

「近江国知行高辻郷帳」滋賀県立図書館 (近江デジタル歴史街道, コンテンツ ID：1001380)

「近江国三井寺地図」国際日本文化研究センター (森幸安データベース, 請求番号：10-2- 14 (12), 北野天満宮蔵) <<https://sekiei.nichibun.ac.jp/MOR/ja/top/>> (2021 年 10 月 1 日参照)

「大津町古絵図」「滋賀郡大津町全図 乾 / 坤」大津市歴史博物館 (大津の歴史データベース) <<https://rekihaku.otsu.shiga.jp/db/index.html>> (2021 年 10 月 1 日参照)

「元禄十四年近江國郷帳」滋賀県立図書館 (資料番号：121350722)

「明治 5 年社寺 境内外取調書類 滋賀郡の 12」滋賀県公文書館 (請求番号：明 - す -445, 編次：64 から 146)

『大日本維新史料網本』『復古記』東京大学史料編纂所 (維新史料網要データベース) <<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>> (2021 年 10 月 1 日参照)

『太政類典』『公文録』『公文雑纂』国立公文書館 (デジタルアーカイブ) <<https://www.digital.archives.go.jp>> (2021 年 10 月 1 日参照)